

R4阿土 福井ダム 阿南・福井 公園トイレ改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-000	概略工程表(参考)	E-001	電気工事仕様書
B-001	特記仕様書1	E-002	分電盤結線図・照明器具姿図
B-002	特記仕様書2	E-003	電灯設備図-平面詳細図(改修前) 1/30
B-003	特記仕様書3	E-004	電灯設備図-平面詳細図(改修後) 1/30
B-004	特記仕様書4	E-005	コンセント設備図-平面詳細図(改修前) 1/30
B-005	特記仕様書5	E-006	コンセント設備図-平面詳細図(改修後) 1/30
B-006	付近見取図・全体配置図 1/800		
B-007	配置図 支障物件確認図 仮設計画図 1/200		
B-008	内部仕上表・平面図(改修前・改修後) 支障物件確認図 仮設計画図 1/100		
B-009	外部仕上表・立面図 1/100 サイン図 1/15	P-001	管工事仕様書
B-010	改修前平面詳細図 1/30	P-002	衛生器具リスト表
B-011	改修後平面詳細図 1/30	P-003	衛生設備図-平面詳細図(改修前) 1/30
B-012	矩計図1 (改修前) 1/30	P-004	衛生設備図-平面詳細図(改修後) 1/30
B-013	矩計図2 (改修前) 1/30		
B-014	矩計図1 (改修後) 1/30		
B-015	矩計図2 (改修後) 1/30		
B-016	天井伏図 (改修前・改修後)・床伏図 1/60		
B-017	展開図 (改修前) 1/50		
B-018	展開図 (改修後) 1/50		
B-019	建具表 (改修前・改修後)・幼児用洗手器前出しBOX 1/50		

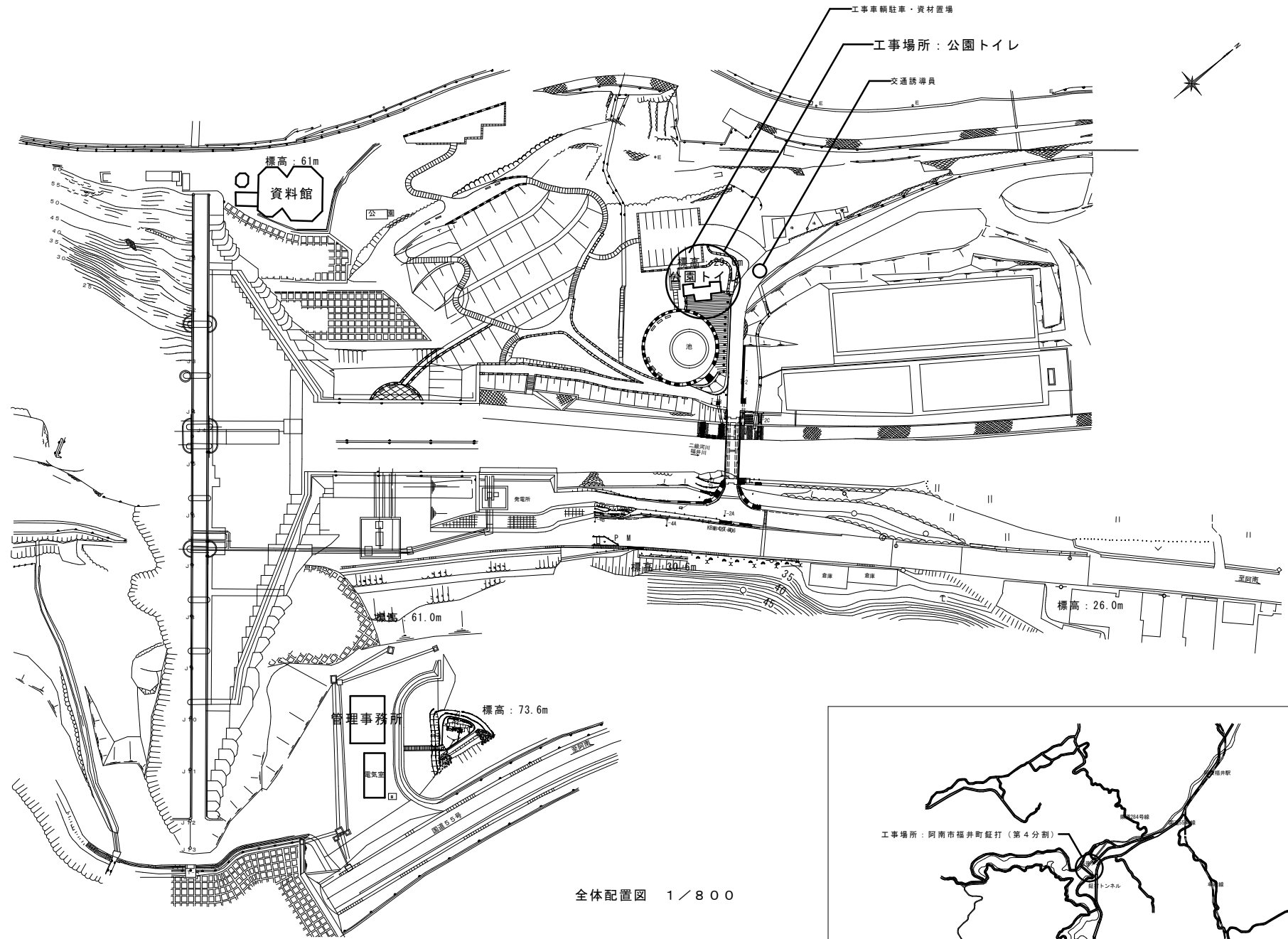
課長	副課長	課長補佐	主任兼係長	係長	課員	担当

年																				
月					1ヶ月目			2ヶ月目			3ヶ月目			4ヶ月目						
共通	打合せ						立余	打合			打合			打合			打合			
	承認等						施工図承認											検査		
建築工事	施工計画						調査	施工計画	打合		打合		打合		打合		完了	手続		
	仮設工事						仮設計画・設置													
	撤去工事						内装・建具撤去													
	内装工事						施工図作成	建具等発送	床開口閉塞	床	巾木仕上	壁・天井仕上	塗装	美装						
電気工事	施工計画						調査	施工計画	打合		打合		打合		完了	手続				
	電気工事						施工図作成	資材等発送	器具撤去	電気配管配線			器具取付	既存接続	調整					
管工事	施工計画						調査	施工計画	打合		打合		打合		完了	手続				
	管工事						施工図作成	資材等発送	器具撤去	配管工事			器具取付	既存接続	調整					

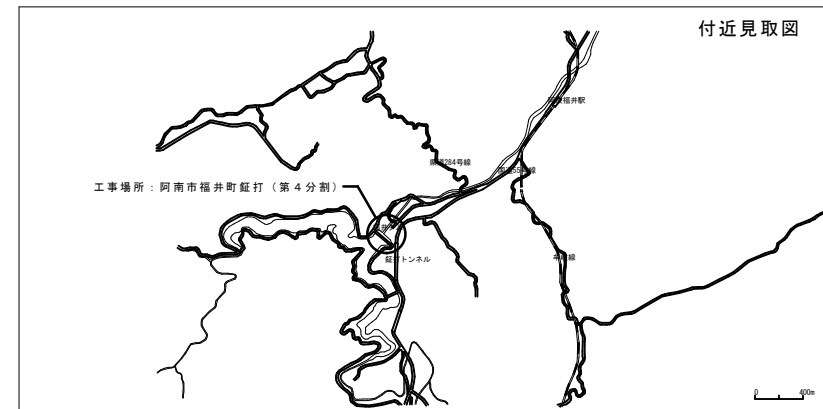
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																									
1章 改修 一般 共通 事項	<p>14. デジタル工事写真の黒板情報電子化</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CAL5/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	2章 改修 仮設 工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の汎用処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>2. ベンチマーク</p> <p>◎設計RLの設定は、BM（ ）を±0とし、NGLはRL±（ ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>3. 足場等</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に監理課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場（種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D=60cm、シート仕様：防災1類） ・壁つなぎ間隔（水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の②「手すり設置方式」により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、③「手すり専用足場方式」により行うことができる。</p> <p>◎内部足場（種類：脚立足場）</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「監理課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い（仕様：A型単管バリケードスタンド2+単管1m 3組）（図示）</p> <p>◎ゲート（有（無）仕様：（ ））</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、掘出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を提示すること。</p> <p>◎その他</p> <p>4. 養生</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：シート養生）</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：（ ））</p> <p>◎仮囲い仕切りは、（A種・B種・C種）とする。</p> <p>5. 監督員事務所</p> <p>◎監督員事務所は（設ける（面積 m²程度）・設けない）</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、排時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 携帯電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ機</p> <p>6. 工事用水、電力等</p> <p>◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用（出来る・出来ない）、用水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p>	2章 改修 仮設 工事	<p>7. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等</p> <p>◎同用地は、（図示の場所に・用意していないので業者にて）設けること。</p> <p>◎借地借家料 円</p> <p>8. 仮設トイレの洋式化</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>																																									
		3章 防水 工事	<p>1. シーリング</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（行う・行わない）。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコン系</td> <td></td> <td>内壁他</td> <td></td> <td>3×3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>2成分シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリフルサルサイド系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td></td> <td>水切他</td> <td></td> <td>10×10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>PU-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 防水保証</p> <p>◎防水工完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（3・5・7・10）年間の防水工事性能保証書を提出すること。</p>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	SR-1	1成分シリコン系		内壁他		3×3	○	SR-2	2成分シリコン系						PS-2	ポリフルサルサイド系						MS-2	変成シリコン系		水切他		10×10	○	PU-2	ポリウレタン系						
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																								
SR-1	1成分シリコン系		内壁他		3×3	○																																								
SR-2	2成分シリコン系																																													
PS-2	ポリフルサルサイド系																																													
MS-2	変成シリコン系		水切他		10×10	○																																								
PU-2	ポリウレタン系																																													

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																												
4章 鉄筋コンクリート型枠工 工事	1. 鉄筋材料	<table border="1"> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td>—</td> </tr> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	—	<p>1. 一般事項</p> <p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び壁外に面する構壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具材の取付け及びガラスのほめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の取組は、建具表による。</p>	6章 内装改修工事	1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上り表による。</p> <p>①床改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設床仕上げ材の除去 改修仕6.2.2(1)参照 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td rowspan="3">改修仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td rowspan="3">全面・一部(図示)</td> <td rowspan="3">部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> <tr> <td>ビニール床タイル</td> </tr> <tr> <td>ゴム系床タイル</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フロアリング床</td> <td>自削らし工法</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改修仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改修仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>改修仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>改修仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改修仕6.2.2(2)参照 <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備考欄</th> </tr> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠陥部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>遮音及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </table>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	ビニール床シート	改修仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入	ビニール床タイル	ゴム系床タイル	合成樹脂塗床	機械的除去工法	同上		フロアリング床	自削らし工法	同上		床タイル	改修仕6.2.2(1)(イ)	同上		床組	改修仕6.2.2(1)(ウ)	同上			改修仕6.2.2(1)(エ)	同上			改修仕6.2.2(1)(オ)	同上		下地の状況	下地処理方法	備考欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠陥部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	遮音及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修
	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																													
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10																																																													
	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																																																													
	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	—																																																													
	種類	撤去工法	撤去範囲	備考																																																													
ビニール床シート	改修仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入																																																														
ビニール床タイル																																																																	
ゴム系床タイル																																																																	
合成樹脂塗床	機械的除去工法	同上																																																															
フロアリング床	自削らし工法	同上																																																															
床タイル	改修仕6.2.2(1)(イ)	同上																																																															
床組	改修仕6.2.2(1)(ウ)	同上																																																															
	改修仕6.2.2(1)(エ)	同上																																																															
	改修仕6.2.2(1)(オ)	同上																																																															
下地の状況	下地処理方法	備考欄																																																															
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																															
欠陥部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	遮音及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																															
2. 鉄筋材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	2. 鋼製軽量建具	<table border="1"> <tr> <th>気密性</th> <th>透音性</th> <th>断熱性</th> <th>内装形態 透視性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>多目的トイレ</td> <td>自閉式上吊り引</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎鋼板鋼の厚さは、建具表による。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機能性、水密性は建具表による。</p> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	気密性	透音性	断熱性	内装形態 透視性	使用箇所	備考	—	—	—	—	多目的トイレ	自閉式上吊り引													2. 撤去並びに下地補修	◎改修後の床の清掃範囲は図示する。 <p>②壁改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート間仕切り壁 改修仕6.3.2(1)参照 ・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 ・モルタル塗り ※施工場所は図示による。 ・塗り厚25mm超の場合の補修を(行う・行わない) <table border="1"> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>油圧クラッシュ機使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンドブレード使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改修仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照 <table border="1"> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table>	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシュ機使用		ダイヤモンドカッター使用		ハンドブレード使用		アグレッシブウォータージェット使用		撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面		ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ																			
気密性	透音性	断熱性	内装形態 透視性	使用箇所	備考																																																												
—	—	—	—	多目的トイレ	自閉式上吊り引																																																												
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																
油圧クラッシュ機使用																																																																	
ダイヤモンドカッター使用																																																																	
ハンドブレード使用																																																																	
アグレッシブウォータージェット使用																																																																	
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																																
壁下地を含む全面																																																																	
ボード面まで																																																																	
ボード面を残し仕上げのみ																																																																	
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は(鋼材継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。	3. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改修仕表5.7.11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改修仕表5.7.21による。</p> <p>◎既設又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改修仕表5.7.31による。</p> <p>◎緩り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、製作しない。その他の鍵の製作本数は(3 組)</p>	3. 隠金物	◎隠金物																																																												
4. コンクリート	◎コンクリートの種類	4. 自閉式 上吊り引戸装置	<table border="1"> <tr> <th>設置場所</th> <th>多目的トイレ</th> </tr> <tr> <td>適用戸の総質量(kg)</td> <td>40kg以下</td> </tr> <tr> <td>手動開き力(N)</td> <td>15N以下</td> </tr> <tr> <td>手動閉じ力(N)</td> <td>15N以下</td> </tr> <tr> <td>閉じ速度の調整</td> <td>緩速度自閉装置</td> </tr> <tr> <td>制動距離</td> <td>緩速度自閉装置</td> </tr> <tr> <td>開閉繰り返し回数</td> <td>改表16.10.11による</td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性</td> <td>改表16.10.11による</td> </tr> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	設置場所	多目的トイレ	適用戸の総質量(kg)	40kg以下	手動開き力(N)	15N以下	手動閉じ力(N)	15N以下	閉じ速度の調整	緩速度自閉装置	制動距離	緩速度自閉装置	開閉繰り返し回数	改表16.10.11による	耐衝撃性	改表16.10.11による	3. 隠金物	◎隠金物																																												
設置場所	多目的トイレ																																																																
適用戸の総質量(kg)	40kg以下																																																																
手動開き力(N)	15N以下																																																																
手動閉じ力(N)	15N以下																																																																
閉じ速度の調整	緩速度自閉装置																																																																
制動距離	緩速度自閉装置																																																																
開閉繰り返し回数	改表16.10.11による																																																																
耐衝撃性	改表16.10.11による																																																																
5. 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・ 発泡 ・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。			3. 隠金物	◎隠金物																																																												
6. 補強コンクリート ブロック造	◎コンクリートブロックは、JIS A 5406による規格品とする。			3. 隠金物	◎隠金物																																																												
7. あと施工アンカー 工事 (床下差筋7A-1) (88根 差筋7A-1)	◎コンクリートブロックは、JIS A 5406による規格品とする。			3. 隠金物	◎隠金物																																																												

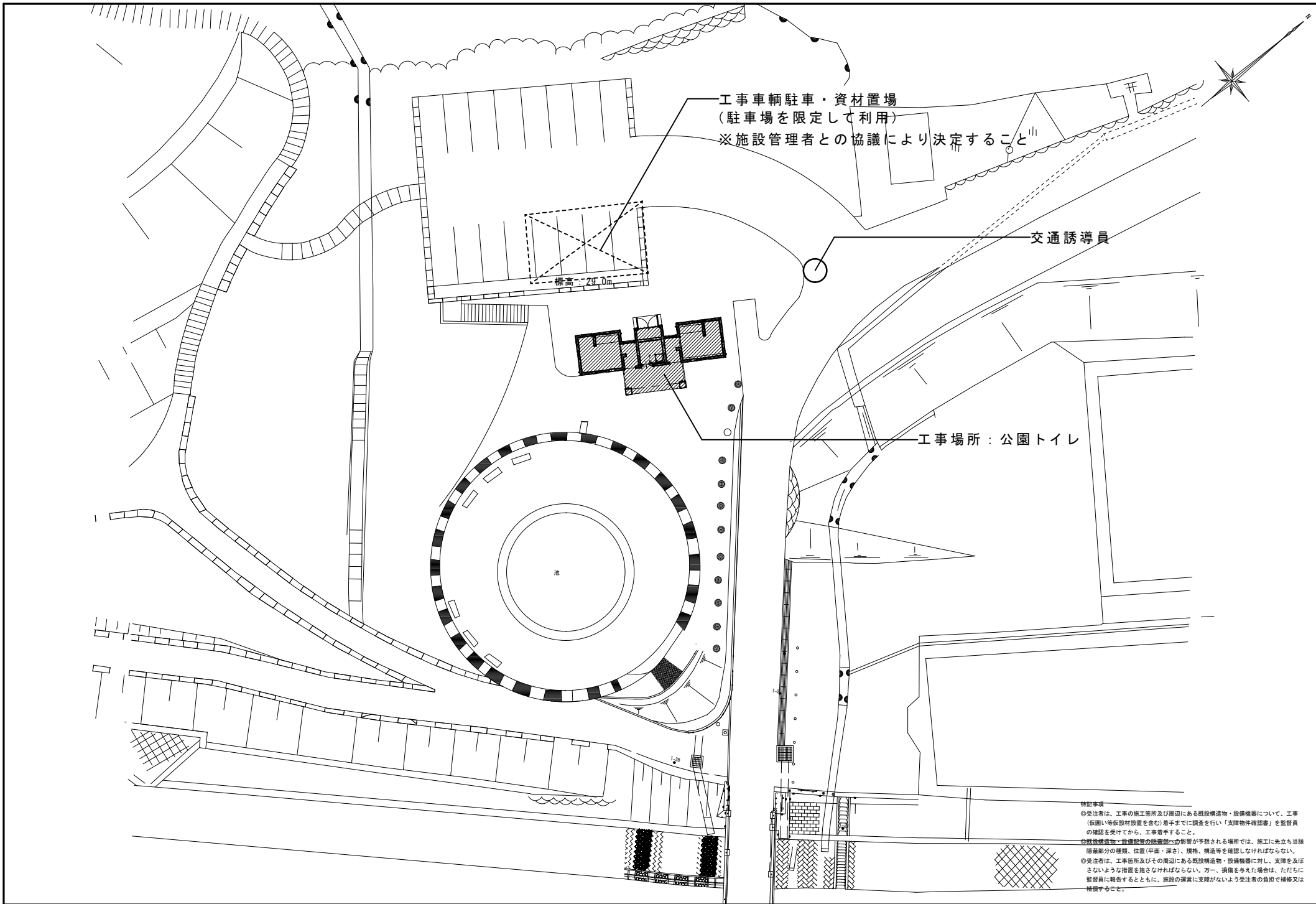
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																																										
6章 内装 改修 工事	<p>4. モルタル塗り</p> <p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかるとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁浮り(撤去部分)</td> <td>金コ字押え</td> <td>—</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5(2) 天板撤去部分</td> <td>金コ字押え</td> <td>—</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁(巾木)タイル下地</td> <td>金コ字押え</td> <td>—</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床タイル下地</td> <td>木コ字押え</td> <td>—</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床汚重陶板下地</td> <td>金コ字押え</td> <td>—</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎モルタルは(・現場配合材料・既配合材料)とする。</p> <p>◎目地の位置及び寸法は図示による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。</p> <p>◎セメントモルタルによるタイル張り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="2">吸水率区分</th> <th colspan="2">上ぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">再生材の</th> <th colspan="2">耐摩耗性</th> <th rowspan="2">耐汚性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>通用</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>100mm角</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> <td>床用</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎壁タイル張り工法()</p> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを(行う・行わない)。</p> <p>◎試験張りを(行う・行わない)。</p> <p>◎既製調整モルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎防水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p> <p>◎有機系接着剤によるタイル張り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">主な用途 による区分 (JIS)</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="2">吸水率区分</th> <th colspan="2">上ぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">再生材の</th> <th colspan="2">耐摩耗性</th> <th rowspan="2">耐汚性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>通用</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巾木</td> <td>JIS A 5209</td> <td>100mm角 床間材</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>—</td> <td>接着剤(付1) モルタル下地</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを(行う・行わない)。</p> <p>◎試験張りを(行う・行わない)。</p> <p>◎有機系接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>◎接着剤試験を(行う・行わない)。</p> <p>6. 接着剤</p> <p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>7. トイレブース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="2">脚部</th> <th colspan="2">ドアエッジ</th> </tr> <tr> <th>形状</th> <th>材質</th> <th>形状</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メラミン複合機軸板</td> <td>ステンレス巾木</td> <td>—</td> <td>エッジレス</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p> <p>8. サイン</p> <p>◎トレサイン：アルミ複合板(APパネル) 厚3の上耐候塩ビカットシート貼 入口に W400×H1800 3箇所 女子トイレブースに W150×H150 1箇所</p>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	壁浮り(撤去部分)	金コ字押え	—	無		5(2) 天板撤去部分	金コ字押え	—	無		壁(巾木)タイル下地	金コ字押え	—	無		床タイル下地	木コ字押え	—	無		床汚重陶板下地	金コ字押え	—	無		施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率区分		上ぐすり		役物		色		再生材の		耐摩耗性		耐汚性	備考	I類	II類	III類	無	有	無	標準	特注	通用	有	無	床	100mm角	○				○	○	○			—		○	—	床用	施工箇所	主な用途 による区分 (JIS)	形状/寸法 (mm)	吸水率区分		上ぐすり		役物		色		再生材の		耐摩耗性		耐汚性	備考	I類	II類	III類	無	有	無	標準	特注	通用	有	無	巾木	JIS A 5209	100mm角 床間材	○				○	○			—		○	—	接着剤(付1) モルタル下地	表面材の種類	脚部		ドアエッジ		形状	材質	形状	材質	メラミン複合機軸板	ステンレス巾木	—	エッジレス	—	<p>9. 汚重防止床</p> <p>◎汚重防止板：トイレ用汚重板、抗菌仕様。 床タイルと同高にすること。</p> <p>10. 人工大理石面台</p> <p>◎人工大理石面台：樹脂系人工大理石厚12程度。エッジは丸面とする。</p> <p>11. 床点検口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ製枠</td> <td>600角</td> <td>一般充て用</td> <td>27×18目地 鍵無</td> </tr> </tbody> </table>	材種	寸法	形式	備考	アルミ製枠	600角	一般充て用	27×18目地 鍵無	<p>7章 塗装 改修 工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不抽出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防霉剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンクリート面</td> <td>B種</td> <td>R B種</td> <td rowspan="2">既設コンクリート打放し面</td> </tr> <tr> <td>改裝7.10.1</td> <td>改裝7.2.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モルタル面</td> <td>B種</td> <td>改裝7.2.4</td> <td rowspan="2">既設モルタル塗装面</td> </tr> <tr> <td>改裝7.10.1</td> <td>改裝7.2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 合成樹脂(樹脂)ペイント塗料(EP)</p>	区分	種別	下地調整	備考	コンクリート面	B種	R B種	既設コンクリート打放し面	改裝7.10.1	改裝7.2.5	モルタル面	B種	改裝7.2.4	既設モルタル塗装面	改裝7.10.1	改裝7.2.4	
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																																																																																											
壁浮り(撤去部分)	金コ字押え	—	無																																																																																																																																																												
5(2) 天板撤去部分	金コ字押え	—	無																																																																																																																																																												
壁(巾木)タイル下地	金コ字押え	—	無																																																																																																																																																												
床タイル下地	木コ字押え	—	無																																																																																																																																																												
床汚重陶板下地	金コ字押え	—	無																																																																																																																																																												
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率区分		上ぐすり		役物		色		再生材の		耐摩耗性		耐汚性	備考																																																																																																																																																
		I類	II類	III類	無	有	無	標準	特注	通用	有	無																																																																																																																																																			
床	100mm角	○				○	○	○			—		○	—	床用																																																																																																																																																
施工箇所	主な用途 による区分 (JIS)	形状/寸法 (mm)	吸水率区分		上ぐすり		役物		色		再生材の		耐摩耗性		耐汚性	備考																																																																																																																																															
			I類	II類	III類	無	有	無	標準	特注	通用	有	無																																																																																																																																																		
巾木	JIS A 5209	100mm角 床間材	○				○	○			—		○	—	接着剤(付1) モルタル下地																																																																																																																																																
表面材の種類	脚部		ドアエッジ																																																																																																																																																												
	形状	材質	形状	材質																																																																																																																																																											
メラミン複合機軸板	ステンレス巾木	—	エッジレス	—																																																																																																																																																											
材種	寸法	形式	備考																																																																																																																																																												
アルミ製枠	600角	一般充て用	27×18目地 鍵無																																																																																																																																																												
区分	種別	下地調整	備考																																																																																																																																																												
コンクリート面	B種	R B種	既設コンクリート打放し面																																																																																																																																																												
	改裝7.10.1	改裝7.2.5																																																																																																																																																													
モルタル面	B種	改裝7.2.4	既設モルタル塗装面																																																																																																																																																												
	改裝7.10.1	改裝7.2.4																																																																																																																																																													



全体配置図 1/800



付近見取図



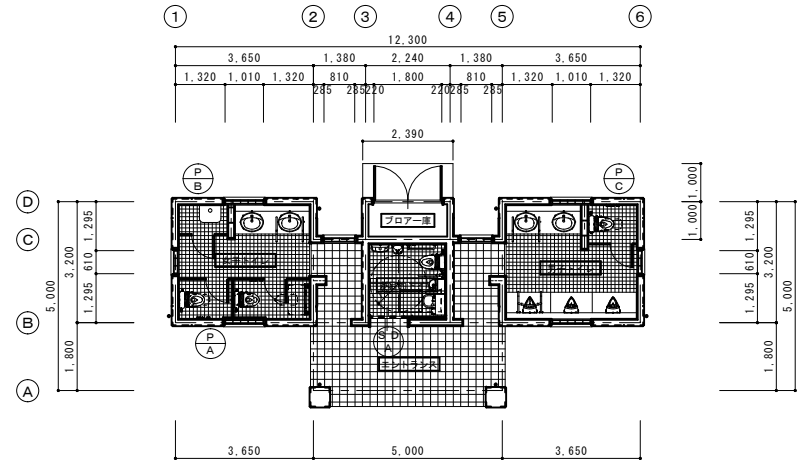
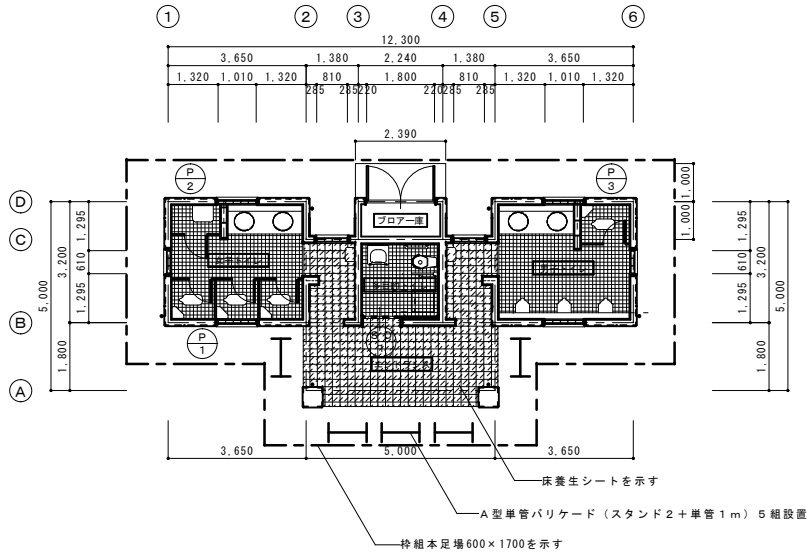
工事車両駐車・資材置場
 (駐車場を限定して利用)
 ※施設管理者との協議により決定すること

交通誘導員

工事場所：公園トイレ

標高 29.0m

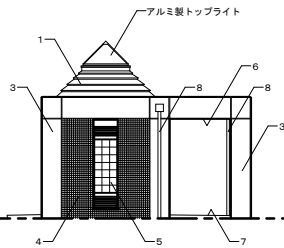
特記事項
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎既設構造物・設備機器の設置位置への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該影響部分の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を考えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補綴すること。



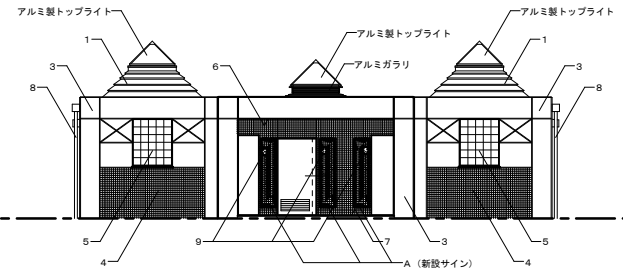
特記事項
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎既設構造物・設備配管の遮蔽部への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該遮蔽部分の種類、位置（平面・高さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

内部仕上表

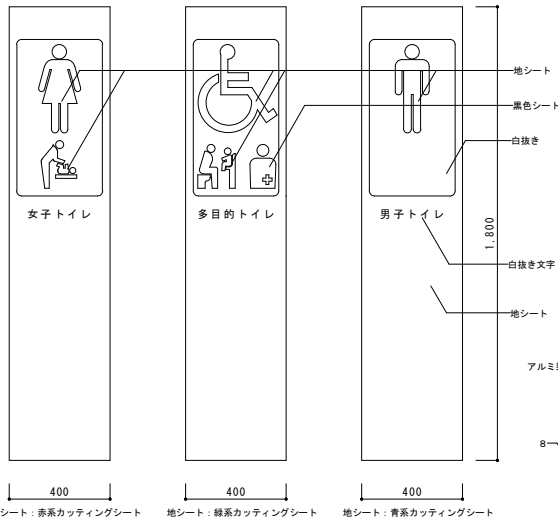
階	室名	内装制限	床		巾木		壁		天井		備考	
			下地	仕上	仕上	高	下地	仕上	下地	仕上		廻縁
改修前	多目的トイレ		RC	磁器100角タイル撤去	陶器質100角タイル撤去		RC	陶器質100角タイル	RC	コンクリート打放し	2670	ガラスブロック (現状のまま)
					上即目地カッター入れ							
	男子トイレ		RC	磁器100角タイル撤去	陶器質100角タイル撤去		RC	陶器質100角タイル	RC	コンクリート打放し	2650	トイレブース撤去
					踏込部、フロアータイル (現状のまま)	上即目地カッター入れ						
	女子トイレ		RC	磁器100角タイル撤去	陶器質100角タイル撤去		RC	陶器質100角タイル	RC	コンクリート打放し	2650	トイレブース撤去
					踏込部、フロアータイル (現状のまま)	上即目地カッター入れ						
改修後	多目的トイレ		RC	磁器100角タイル張替	床同材磁器100角タイルに張替	100	RC	現況陶器質100角タイルの上 化粧不燃板厚3貼 (下地不陸調整)	RC	コンクリート打放し下地調整EP塗	2670	ガラスブロック (現状のまま)
	男子トイレ		RC	磁器100角タイル張替 一部、フロアータイル (現状のまま)	床同材磁器100角タイルに張替	100	RC	現況陶器質100角タイルの上 化粧不燃板厚3貼 (下地不陸調整)	RC	コンクリート打放し下地調整EP塗	2650 2670	トイレブース新設 ガラスブロック (現状のまま)
	女子トイレ		RC	磁器100角タイル張替 一部、フロアータイル (現状のまま)	床同材磁器100角タイルに張替	100	RC	現況陶器質100角タイルの上 化粧不燃板厚3貼 (下地不陸調整)	RC	コンクリート打放し下地調整EP塗	2650 2670	トイレブース新設 ガラスブロック (現状のまま)



南側立面図

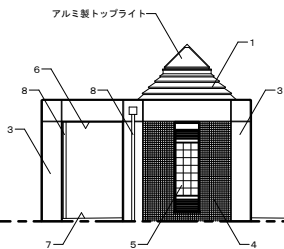


東側立面図

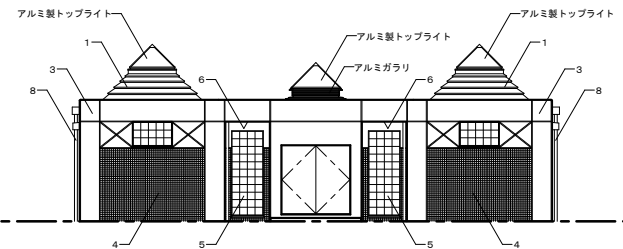


新設サイン 1 / 15

アルミ複合板 (A Pパネル) 厚3の上塩ビカッティングシート貼



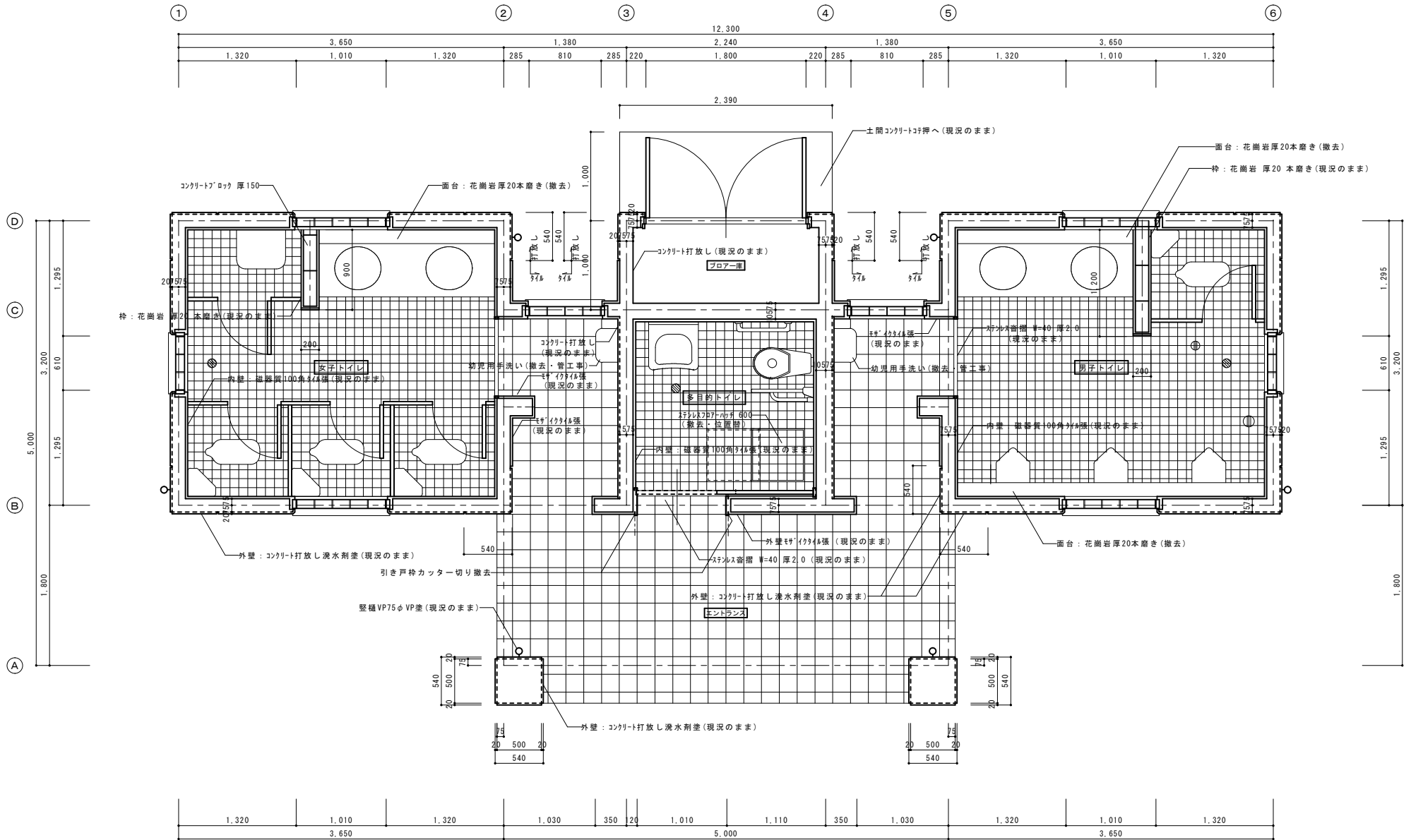
北側立面図

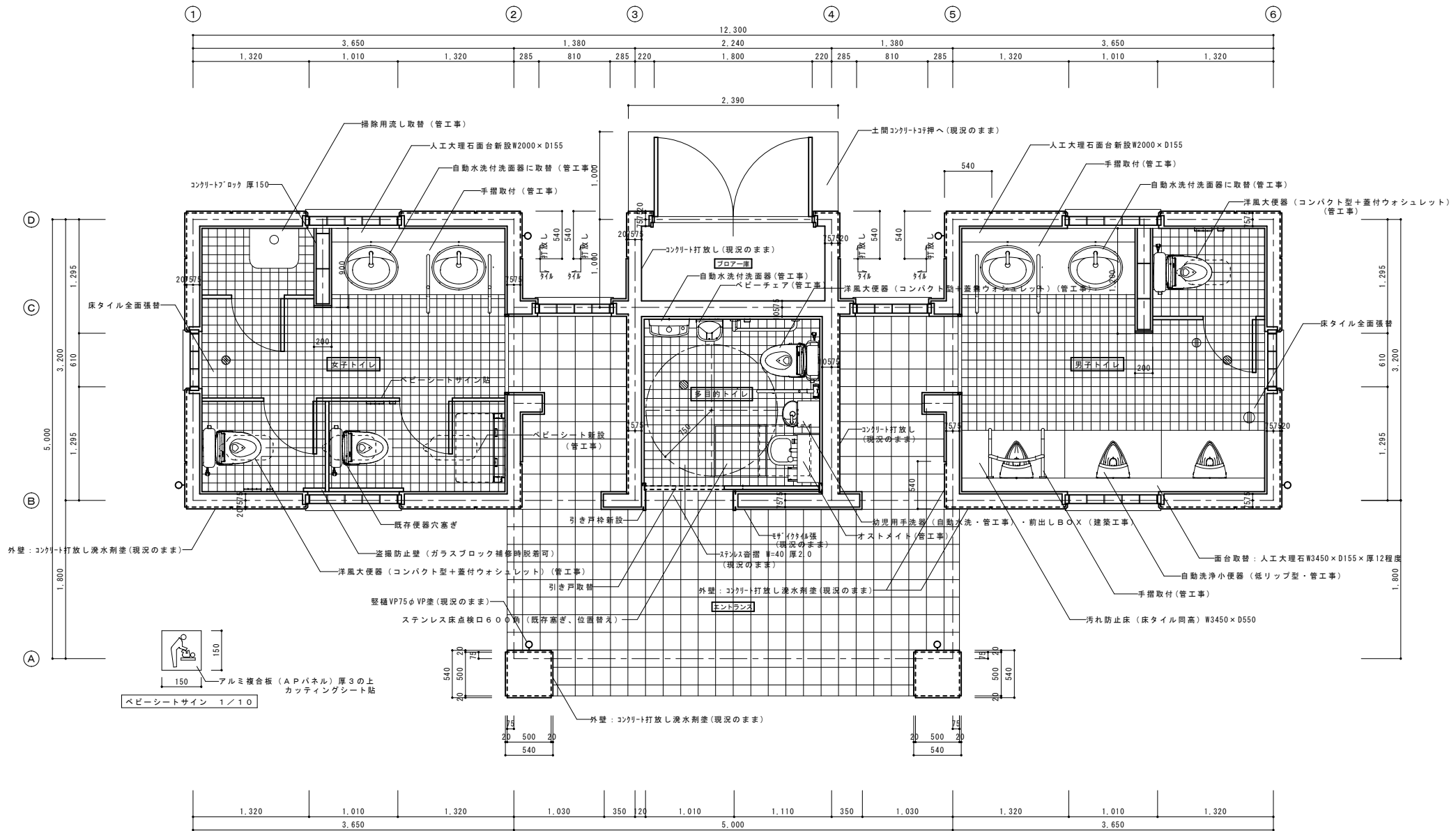


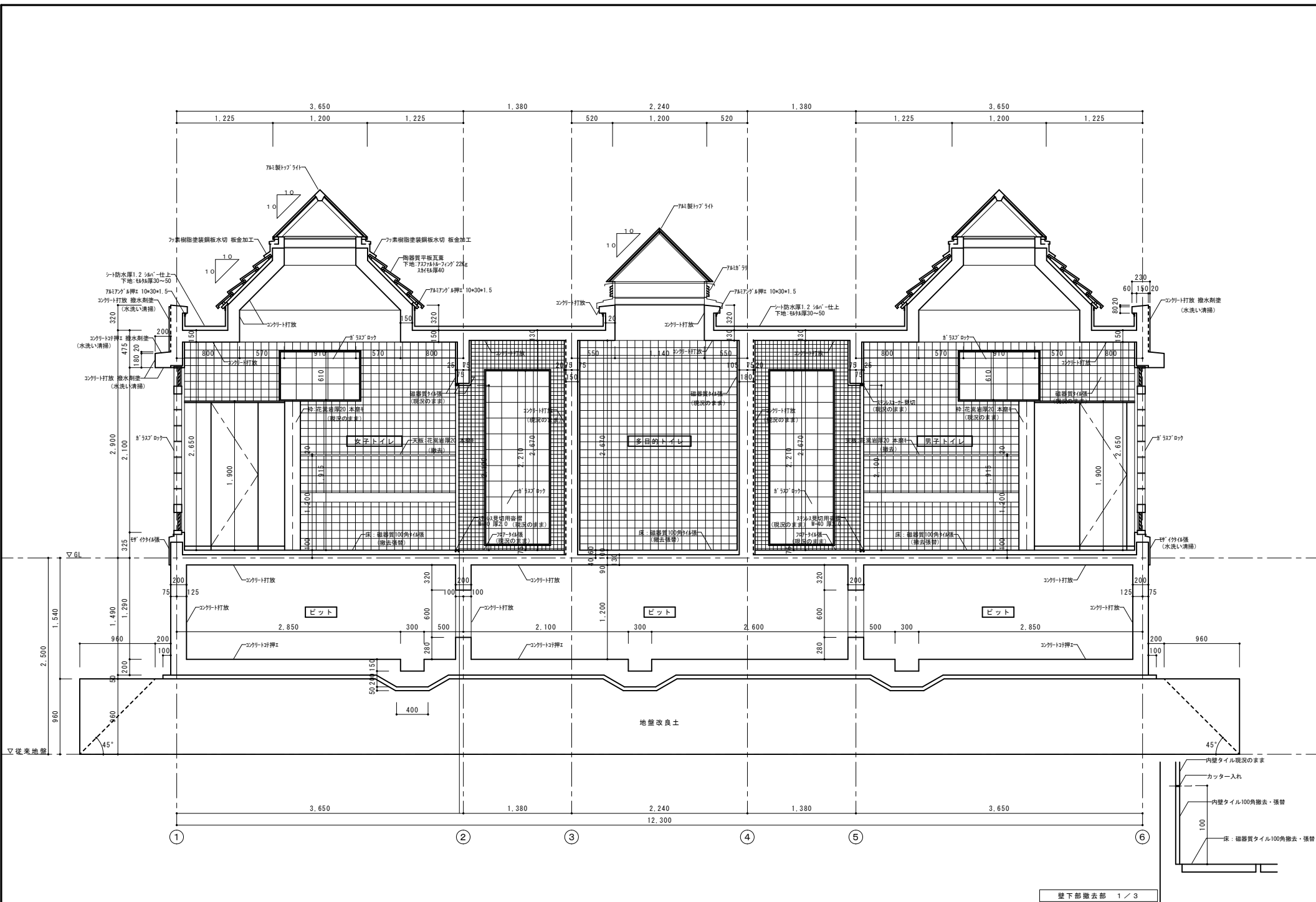
西側立面図

外部仕上表

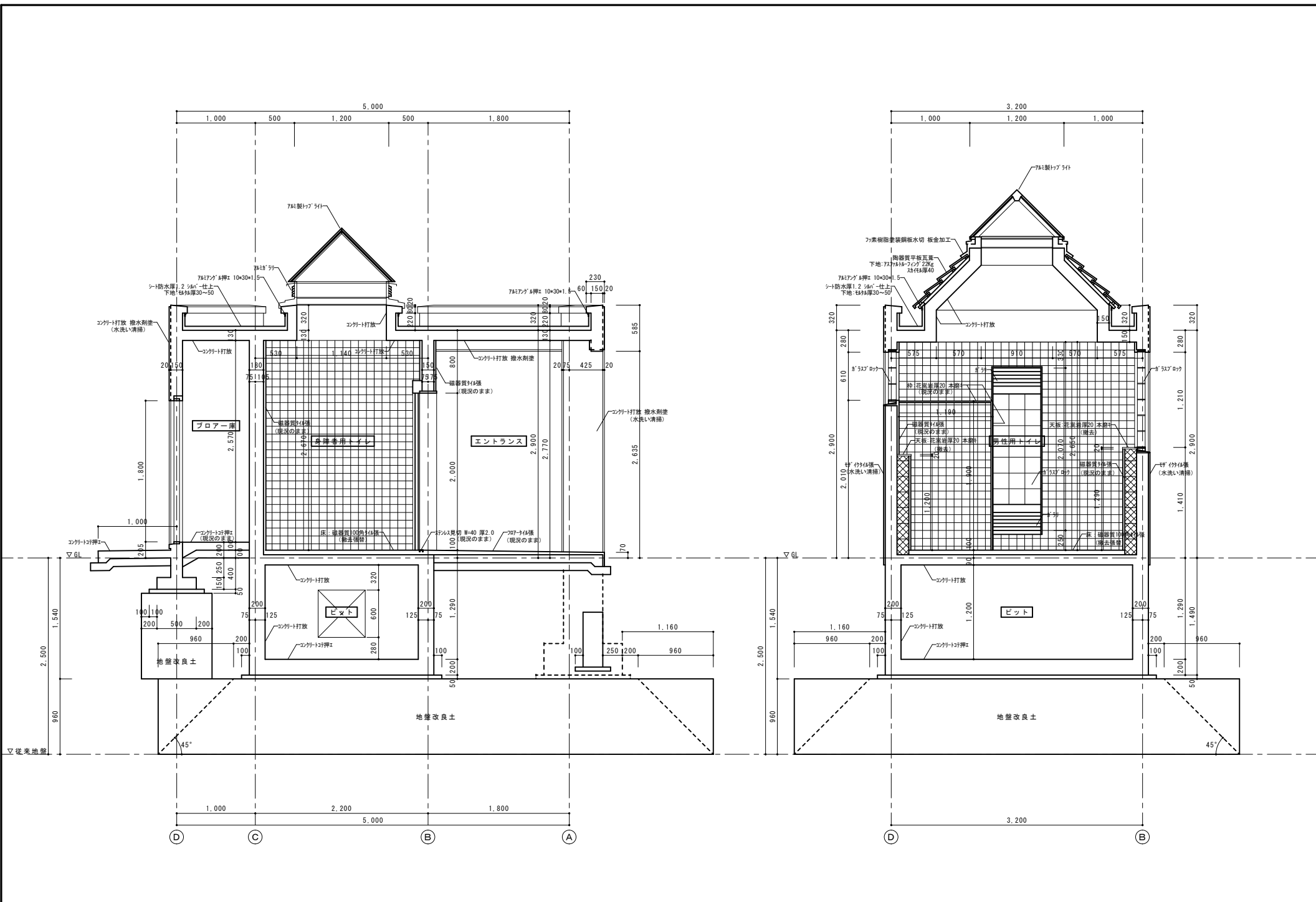
1	屋根 陶磁質平板瓦葺 (現状のまま) シート防水厚1.2 シルバー仕上	6	庇裏 (改修前) コンクリート打放し 撥水剤塗 (改修後) 高圧水洗 (水洗い清掃)	A	新設サイン	アルミ複合板 (A Pパネル) 厚3の上塩ビカッティングシート貼 W400×H1800 (新設)
2	屋根 (現状のまま)	7	床 (改修前) フロアータイル張 (改修後) 高圧水洗 (水洗い清掃)			
3	外壁 (改修前) コンクリート打放し 撥水剤塗 (改修後) 高圧水洗 (水洗い清掃)	8	縦樋 (現状のまま)			
4	外壁 (改修前) モザイクタイル張 (改修後) 高圧水洗 (水洗い清掃)	9	サイン アルミサイン 200角 (撤去)			
5	外壁 ガラスブロック (現状のまま)					

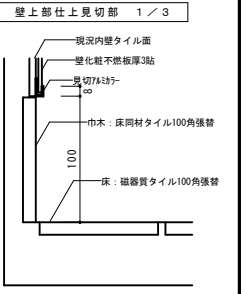
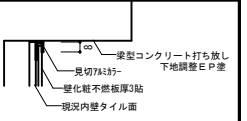




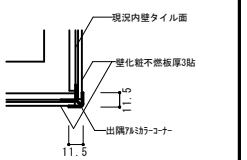


壁下部撤去部 1 / 3

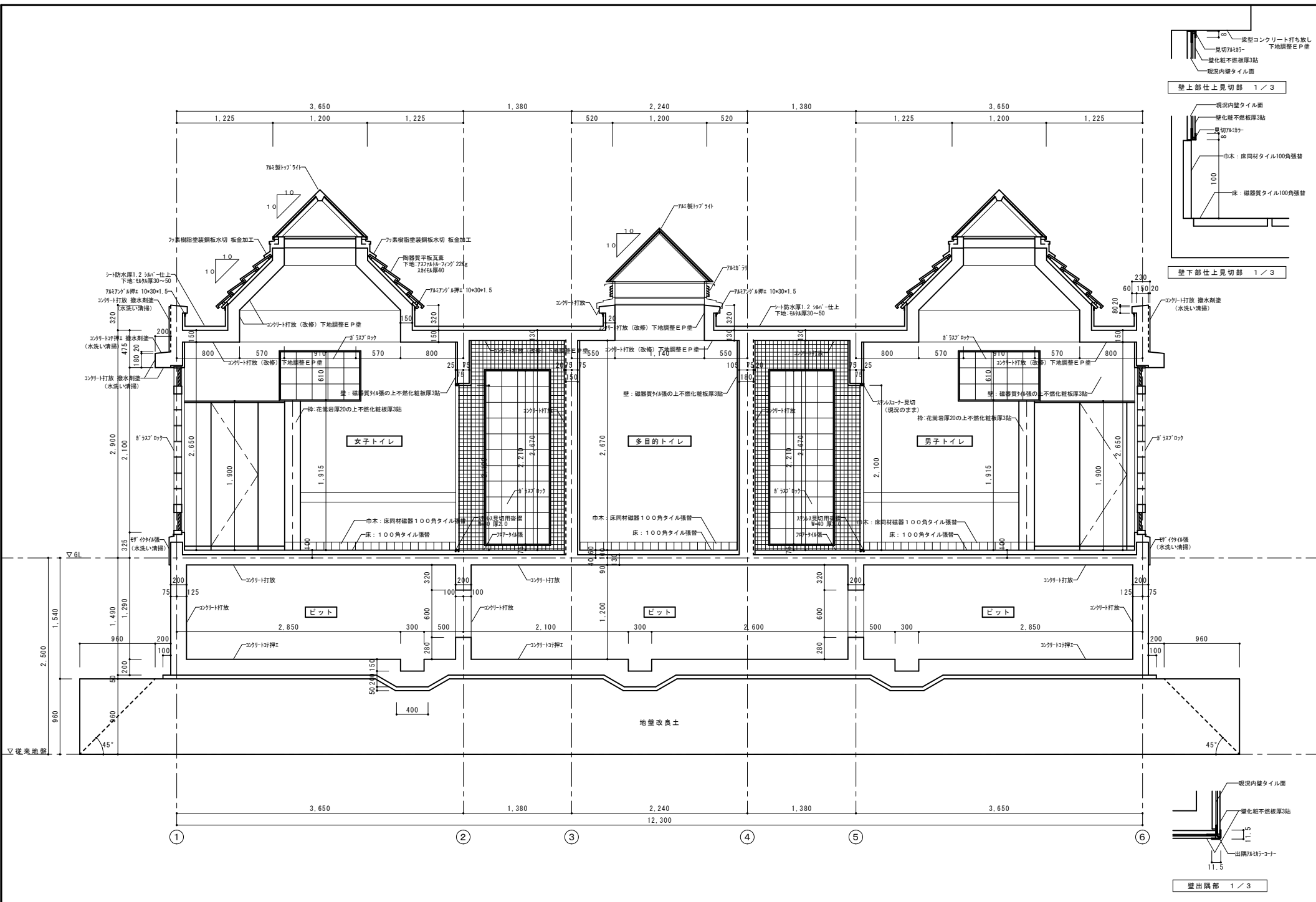


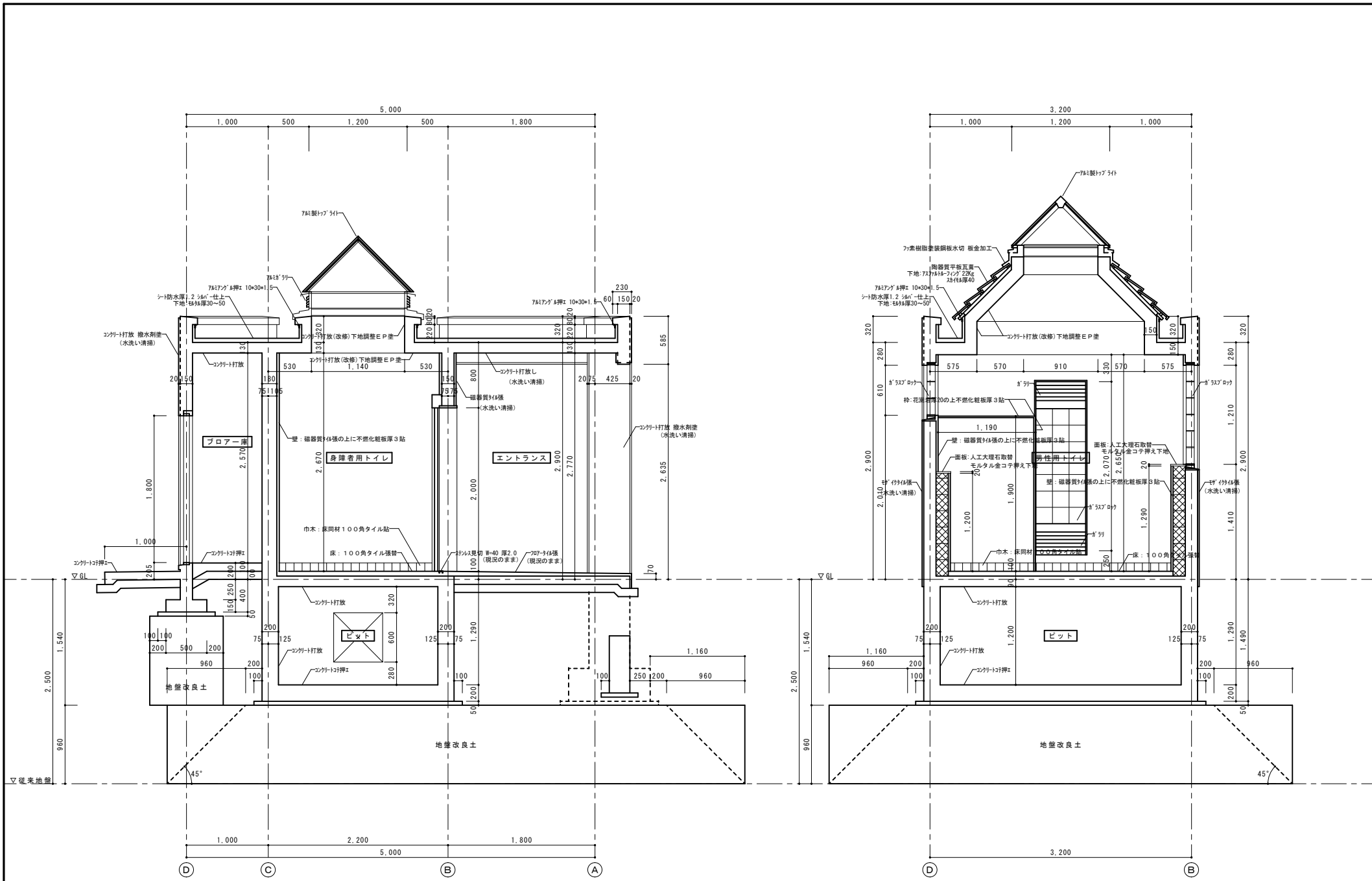


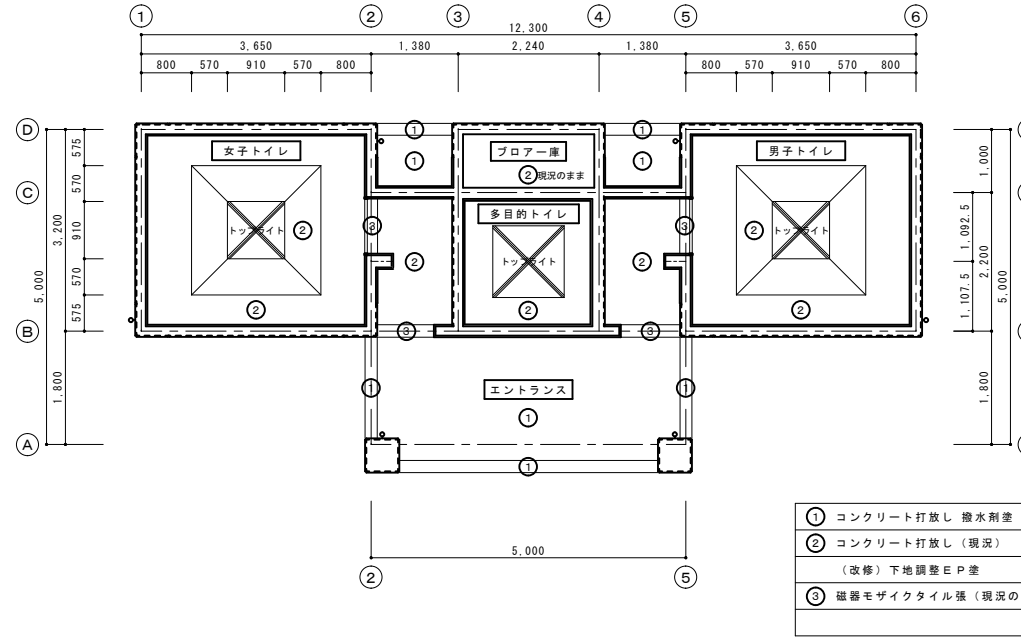
壁下部仕上見切部 1/3



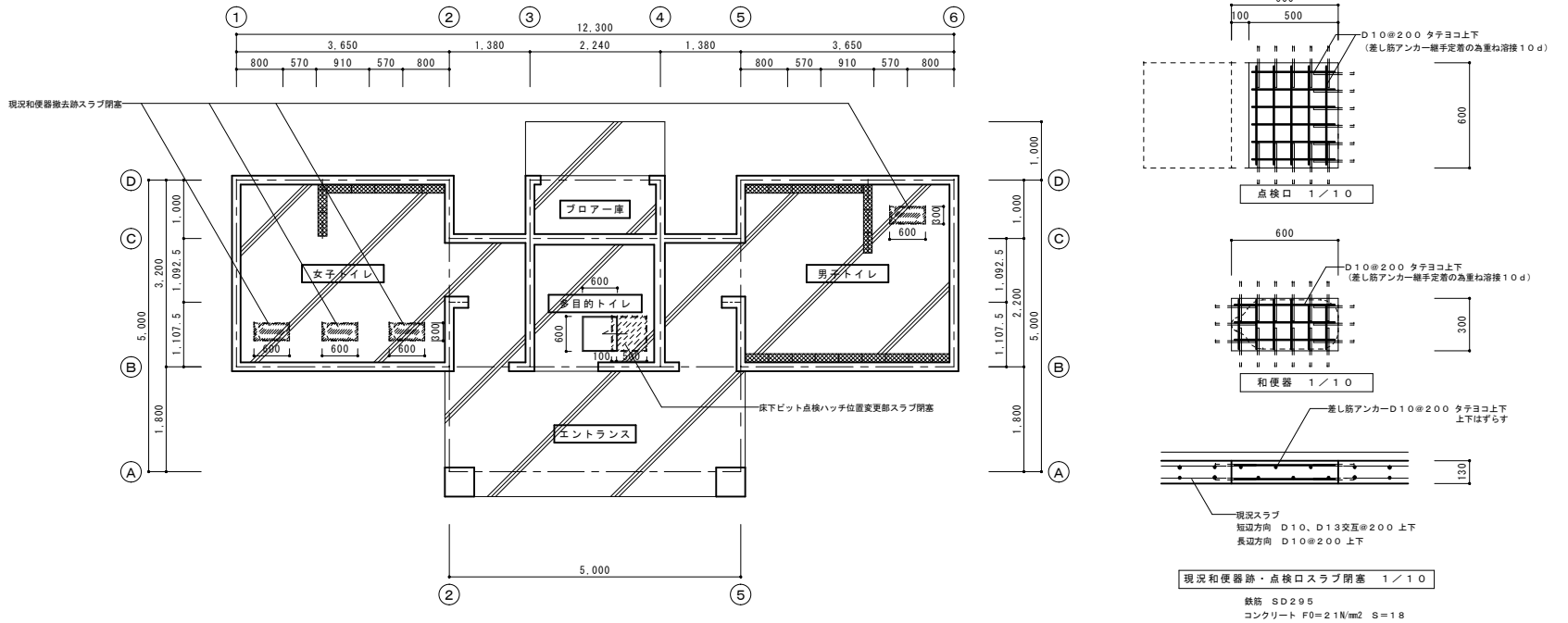
壁出隅部 1/3

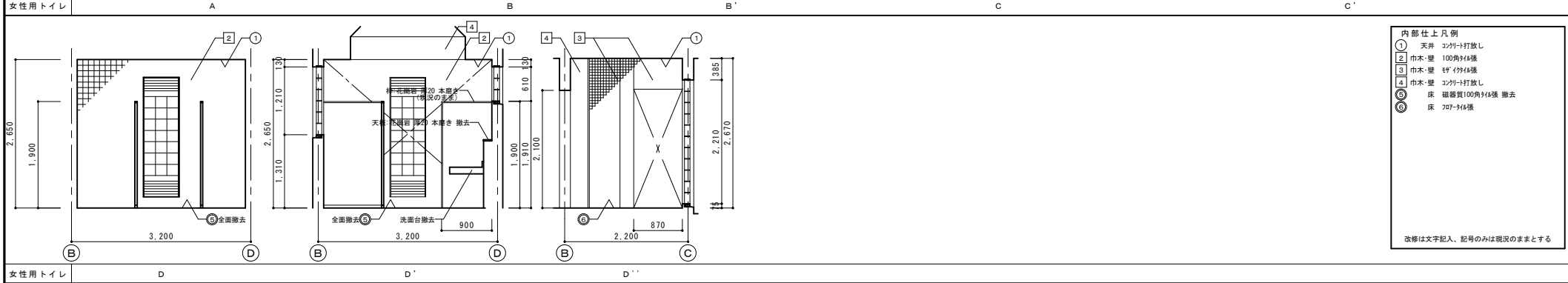
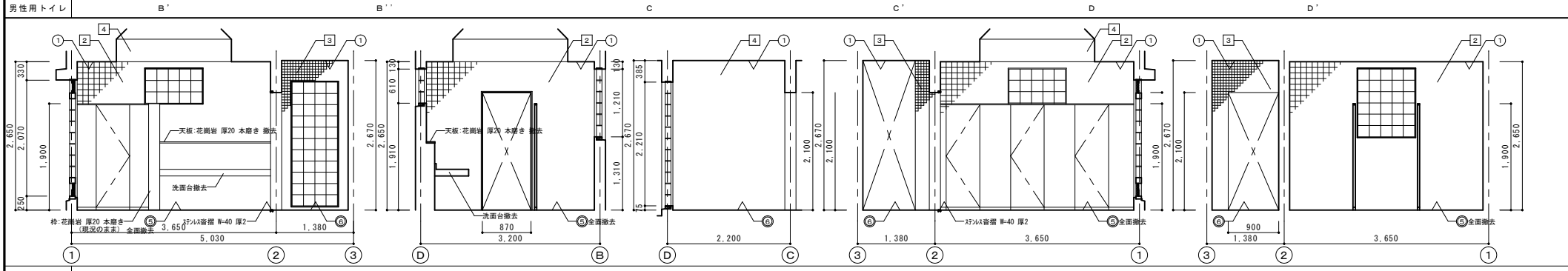
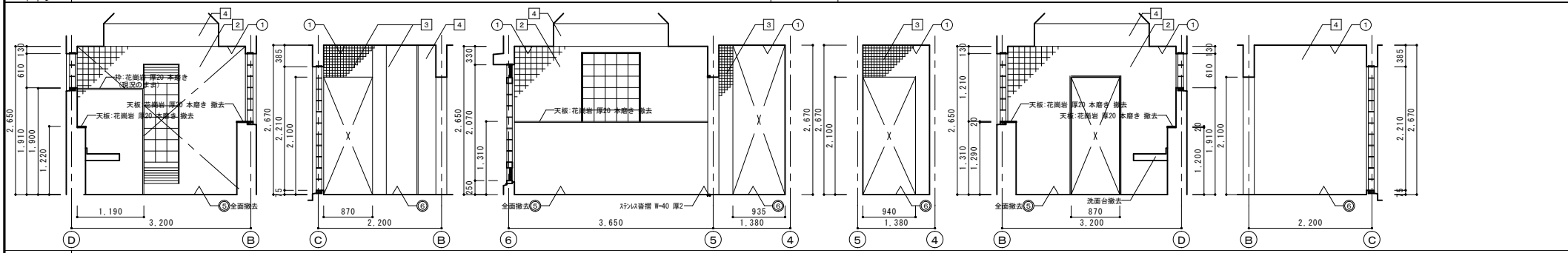
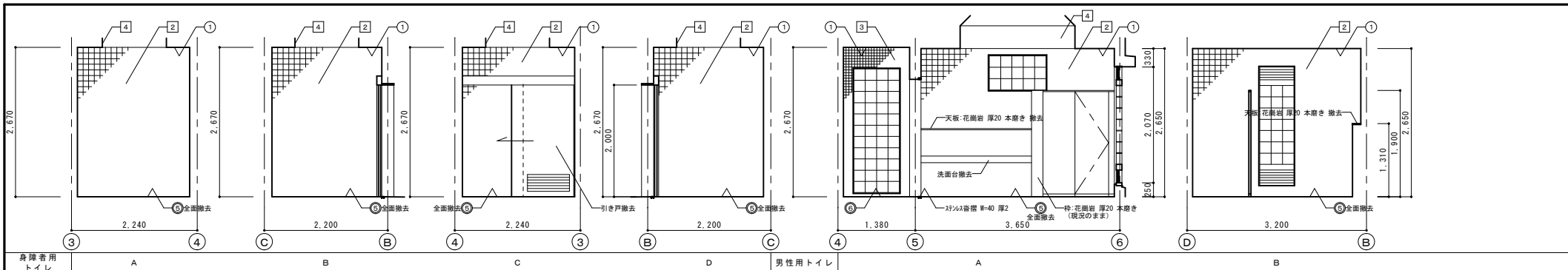




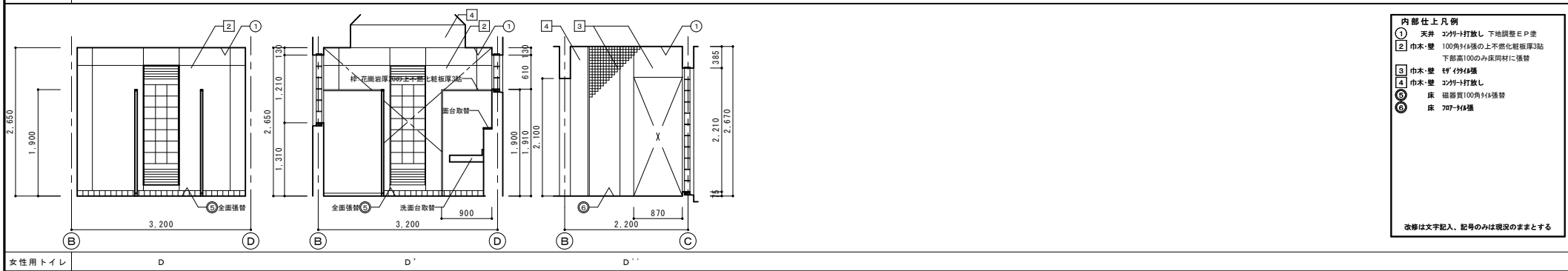
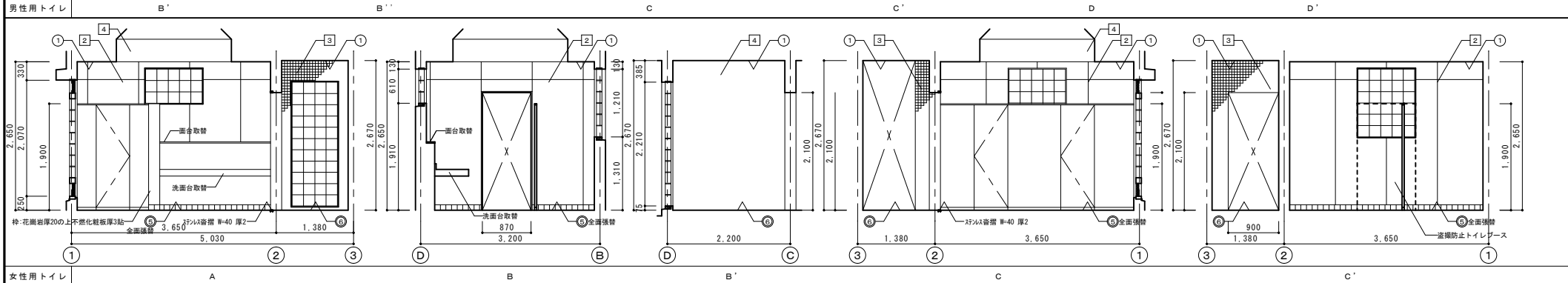
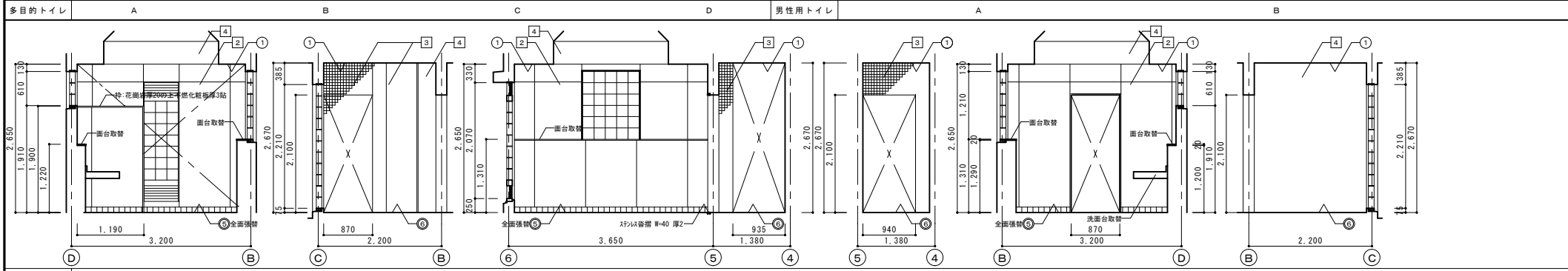
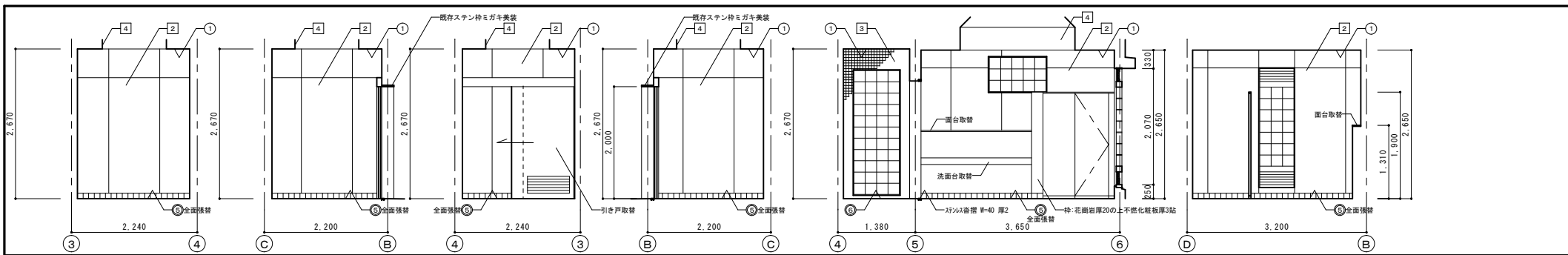


床伏図 1/60





- 内部仕上凡例
- ① 天井 コットン打放し
 - ② 巾木:壁 100角付仕様
 - ③ 巾木:壁 砂イロ仕様
 - ④ 巾木:壁 コットン打放し
 - ⑤ 床 磁器質100角付仕様 撤去
 - ⑥ 床 707-3仕様
- 改修は文字記入、記号のみは現況のままとする



- 内部仕上凡例
- ① 天井 コウキ+打放し 下地調整EP塗
 - ② 巾木・壁 100角1/4体の上 不燃化粧板厚3貼 下部高100のみ床同材に張替
 - ③ 巾木・壁 矽イタ体
 - ④ 巾木・壁 コウキ+打放し
 - ⑤ 床 磁器質100角1/4体張替
 - ⑥ 床 707-1体張
- 改修は文字記入、記号のみは現況のままとする

<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>A/D 1</p> <p>片引き吊り戸</p> <p>1</p>	<p>撤去処分 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>身障者用トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>化粧鋼板厚0.8</p>	<p>見込</p> <p>100</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>附属金物一式、ガラリ、ステンレス製枠、戸袋なし</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>-</p>	<p>備考</p> <p>-</p>	<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>P 1</p> <p>トイレブース</p> <p>1</p>	<p>撤去処分 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>女性用トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>メラミン化粧板</p>	<p>見込</p> <p>40</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>ステンレス窓木、ラバトリーヒンジ、戸当り帽子掛け、表示錠、戸当り、グレティヒンジ、ステンレス巾木</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>-</p>	<p>備考</p> <p>-</p>	<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>P 2</p> <p>トイレブース</p> <p>1</p>	<p>撤去処分 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>女性用トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>メラミン化粧板</p>	<p>見込</p> <p>40</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>ステンレス窓木、ラバトリーヒンジ、戸当り、グレティヒンジ、ステンレス巾木</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>-</p>	<p>備考</p> <p>-</p>	<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>P 3</p> <p>トイレブース</p> <p>1</p>	<p>撤去処分 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>男性用トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>メラミン化粧板</p>	<p>見込</p> <p>40</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>ステンレス窓木、ラバトリーヒンジ、戸当り帽子掛け、表示錠、戸当り、グレティヒンジ、ステンレス巾木</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>-</p>	<p>備考</p> <p>-</p>
<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>A/D 1</p> <p>片引き吊り戸</p> <p>1</p>	<p>改修 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>多目的トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>鋼板厚0.6 ポリエステル系統付化粧鋼板</p>	<p>見込</p> <p>枠105+縁縁215 扉40</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>枠引手(2段)、本籍表示錠(外非常開装置付)、ハンガーレール、付属金物一式</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>ステンレス厚1.5 HL ステンレス寄摺厚1.5 HL</p>	<p>備考</p> <p>給気ガラリ、制動装置、エンドストッパー</p>	<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>M/B A</p> <p>幼児用手洗器前出しBOX</p> <p>1</p>	<p>新設 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>多目的トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>面台:人工大理石厚12程度 壁:モルタル金コテ下地の不燃化粧板厚3貼 上下壁際長切:アルミカラー 出隅:アルミカラーコーナー</p>	<p>見込</p> <p>C/B厚100 あと施工アンカー-D10 各1本</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>巾木:床間材タイル張 高100</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>-</p>	<p>備考</p> <p>-</p>																		
<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>P A</p> <p>トイレブース</p> <p>1</p>	<p>新設 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>女子トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>メラミン複合積層板 (芯材:フェノール樹脂層一体成形)</p>	<p>見込</p> <p>16</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>丁番型グレティヒンジ、表示打掛錠、帽子掛け戸当り</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>ステンレス窓木、扉エッジレス、ステンレス巾木 (一部支柱)</p>	<p>備考</p> <p>-</p>	<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>P B</p> <p>トイレブース</p> <p>1</p>	<p>新設 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>女子トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>メラミン複合積層板 (芯材:フェノール樹脂層一体成形)</p>	<p>見込</p> <p>16</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>丁番型グレティヒンジ、SK打掛錠、外開き戸当り</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>ステンレス窓木、扉エッジレス、ステンレス巾木</p>	<p>備考</p> <p>-</p>	<p>建具 記号</p> <p>建具名称</p> <p>個数</p> <p>P C</p> <p>トイレブース</p> <p>1</p>	<p>新設 (本工事)</p>	<p>使用場所</p> <p>男子トイレ</p>	<p>材質仕上</p> <p>メラミン複合積層板 (芯材:フェノール樹脂層一体成形)</p>	<p>見込</p> <p>16</p>	<p>硝子</p> <p>-</p>	<p>付属金物</p> <p>ステンレス窓木、扉エッジレス、ステンレス巾木 (一部支柱)</p>	<p>縁縁・寄摺</p> <p>ステンレス窓木、扉エッジレス、ステンレス巾木</p>	<p>備考</p> <p>-</p>									
<p>工藤誠一郎建築地域研究所 SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES 〒770-0021 徳島市南佐古1番町4-1-4 TEL 086-625-6346 FAX 086-656-2206 工事課一部</p>										<p>設計 A2 1/50 A3 1/71</p> <p>設計年月日</p>	<p>工事名称 R4阿土 福井ダム 阿南・福井 公園トイレ 改修工事</p> <p>図面名称 建具表 (改修前・改修後) 幼児用手洗器前出しBOX</p>	<p>図面作成</p> <p>図面番号</p> <p>B-019</p>																							

電気工事仕様書

I. 工事種目

Table with 3 columns: 種目, 工事概要, 概要. Rows include lighting fixtures, communication equipment, and removal of old work.

II. 共通仕様

特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官庁管轄部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工...」(平成31年版)...

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕<1>1.1.3)により行う。
2. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画を作成し、監督員に提出する。
3. 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、

IV. 耐震施工

- 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁官庁管轄部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
(1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
(2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。

Table with 6 columns: 設計用標準水平地震度, 設置場所, 機器種別, 重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器. Rows include upper floor, middle floor, and 1st/underground floor.

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・配電盤・自家発電装置・交換機・直流電源装置・UPS・火災報知受信機・中央監視制御装置・構内情報通信装置)
(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(4) 質量100kg以下の軽質な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 11. 各種荷重計算
対象機材 (・避雷針支持管・テレビアンテナマスト・風力発電装置・太陽電池アレイ・)
12. 強度計算
対象機材 (・ブロックマンホール及びハンドホール・自家発電装置配管類支持材・ケーブルラック支持材・垂直ケーブルの最終端支持材・照明用ポール)
13. コンクリート工事
受変電盤基礎 (・強度試験(公共試験機関・JIS工場)・構造体強度補正値(S)による補正・調査表提出・アルカリ骨材反応抑制対策確認・鉄筋材料の検体品証明書提出)
※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 1. 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
2. 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.9.9.<2>2.12.4)
3. フラッシュプレートは材質は新金属製とする。
4. カバープレート及びビルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
5. 壁内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。(標仕<2>2.10.<2>2.12.5)
6. 屋外において直接外気に触れる場所(壁内、プルボックス内を除く)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
7. スリーブ材料及び施工は、標仕<1>2.9.1.標準図 電力71~74、監理指針<1>2.9.1.<2>2.1.12による。
8. 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
9. 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
10. E接地極の材料はE8としD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設管を設ける。
11. PF管は渡付一重管、タイプ-25とする。
12. 屋外及びビッド内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
(1) 配管の吊り及びビッド内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものとする。
(2) 配管の吊り及びビッド内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものとする。
13. 屋外に露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・一般居室 廊下等)
垂れめっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後鋼合ペイント2回塗りとする。
14. 屋外及びビッド内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものとする。
15. 地下管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設構造物により埋設保護を行う。
16. 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上り部で耐候性のある管材に接続すること。
17. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
18. 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕<2>1.7.4)
19. 太さ14mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増補確認の表示を行う。(標仕<2>2.1.2)
20. ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕<2>2.10.4.5)
21. 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.5により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書提出する。
22. 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕<6>2.28.2)
23. 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

Table with 2 columns: 品目, 機材名・注記. Lists various electrical equipment like lighting fixtures, switches, relays, batteries, and power supplies.

分電盤結線図 (改修前)

盤名	L-1
キャビネット形式	W (壁掛型)
種類	A C
電気方式	相線 1φ3W
電圧	100V/200V
容量(KVA)合計	1.20KVA
備考	

L-1

負荷設備容量 (VA)		備考	MCB定格		負荷名称	回路
その他	照明		A	P		
	500		20	2	トイレ電灯	100
	300		20	2	トイレコンセント	100
					予備回路スペース	
300	500					
800		合計				

回路No.	電圧 (V)	負荷名称	MCB定格		備考	回路	負荷設備容量 (VA)	
			A	P			照明	その他
2	100	トイレコンセント	2	20		100	400	
3	100	予備回路	2	20		100		
		予備回路スペース						
							400	
合計							400	
負荷設備容量計								1,200VA

分電盤結線図 (改修後)

盤名	L-1 (既設)
キャビネット形式	W (壁掛型)
種類	A C
電気方式	相線 1φ3W
電圧	100V/200V
容量(KVA)合計	6.32KVA
備考	新設ELB回路 回路No.5, No.6

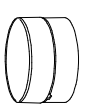

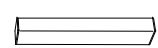
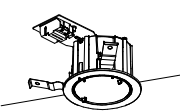
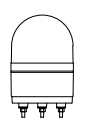
L-1

※特記
1. 既設L-1盤の予備スペースに新設ELBの取付を行い、
新設ELB回路は各回路No.5、No.6とする。

負荷設備容量 (VA)		備考	MCB定格		負荷名称	回路
その他	コンセント		A	P		
	100		20	2	トイレ電灯	100
	1,400		20	2	トイレコンセント	100
	1,260		20	2	トイレコンセント	100
	2,660	200				
2,860		合計				

回路No.	電圧 (V)	負荷名称	MCB定格		備考	回路	負荷設備容量 (VA)	
			A	P			照明	その他
2	100	トイレコンセント	2	20		100	1,500	
4	100	トイレコンセント	2	20		100	1,260	
6	100	トイレコンセント	2	20		100	700	
							3,460	
合計							6,320	
負荷設備容量計								6,320VA

照明器具姿図 (新設) ※消費電力・器具光束値は参考とする。

LEDシーリングライト		LEDシーリングライト	
防雨型		防雨型	
			
B L-1	白熱電球100形1灯器具相当 昼白色 (5000K) 消費電力 7.3W 器具光束 650lm	B L-2	白熱電球60形1灯器具相当 昼白色 (5000K) 消費電力 7.3W 器具光束 480lm
LEDウォールブラケットライト		LEDダウンライト	
防雨・防湿型 天井・壁直付型		防雨・防湿型 埋込穴100φ	
			
B L-3	直管形蛍光灯FL20形1灯器具相当 昼白色 (5000K) 公共施設型番: LBF3MP/RP-2-06	D L-1	白熱電球80形1灯器具相当 昼白色 (5000K) 消費電力 6.3W 器具光束 500lm
LED赤色回転灯			
防雨・防湿型 壁面取付型			
			
P L-1	閃光数120回/分 壁面取付支持金物共 消費電力 3.0W AC100V		



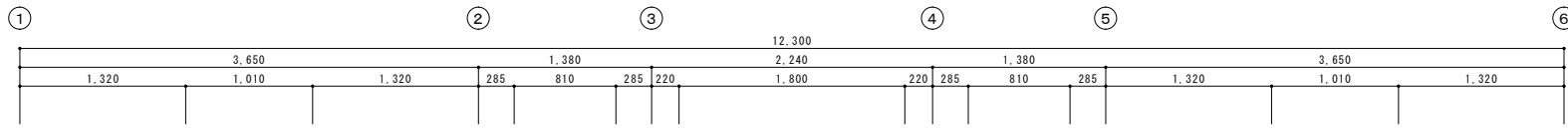
工藤誠一郎建築地域研究所
SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES
〒770-0021 徳島市南佐古一番町4-1-4 TEL 086-825-6346 FAX 086-856-2206 工藤誠一郎

設計 編 R
NON
設計年月日

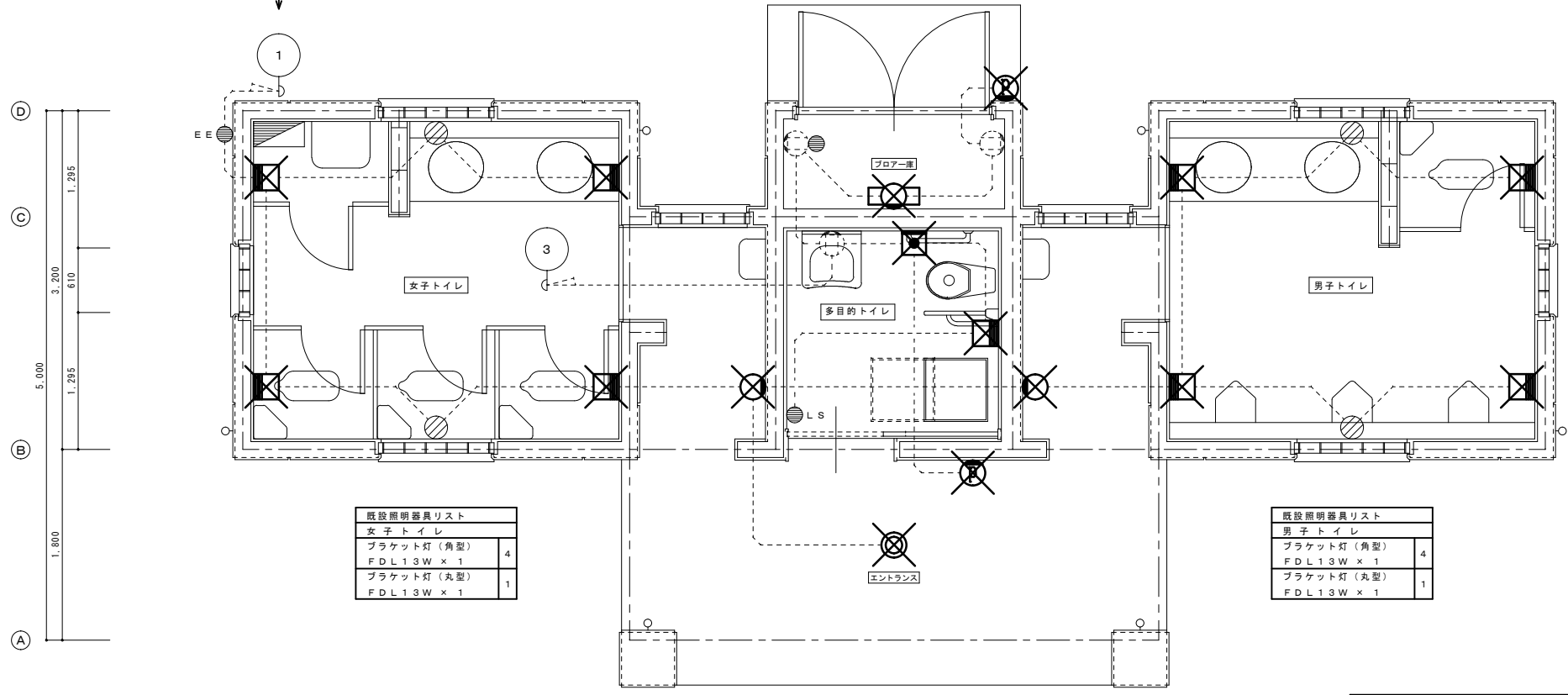
工事名称 R4阿土 福井ダム 阿南・福井 公園トイレ改修工事

図面名称 分電盤結線図・照明器具姿図

図面作成 図面番号
一級建築士
登録1476884号
上藤誠一郎 E-002



L-1 (現況のまま)



既設照明器具リスト	
女子トイレ	
ブラケット灯 (角型)	4
FDL13W × 1	
ブラケット灯 (丸型)	1
FDL13W × 1	

既設照明器具リスト	
男子トイレ	
ブラケット灯 (角型)	4
FDL13W × 1	
ブラケット灯 (丸型)	1
FDL13W × 1	

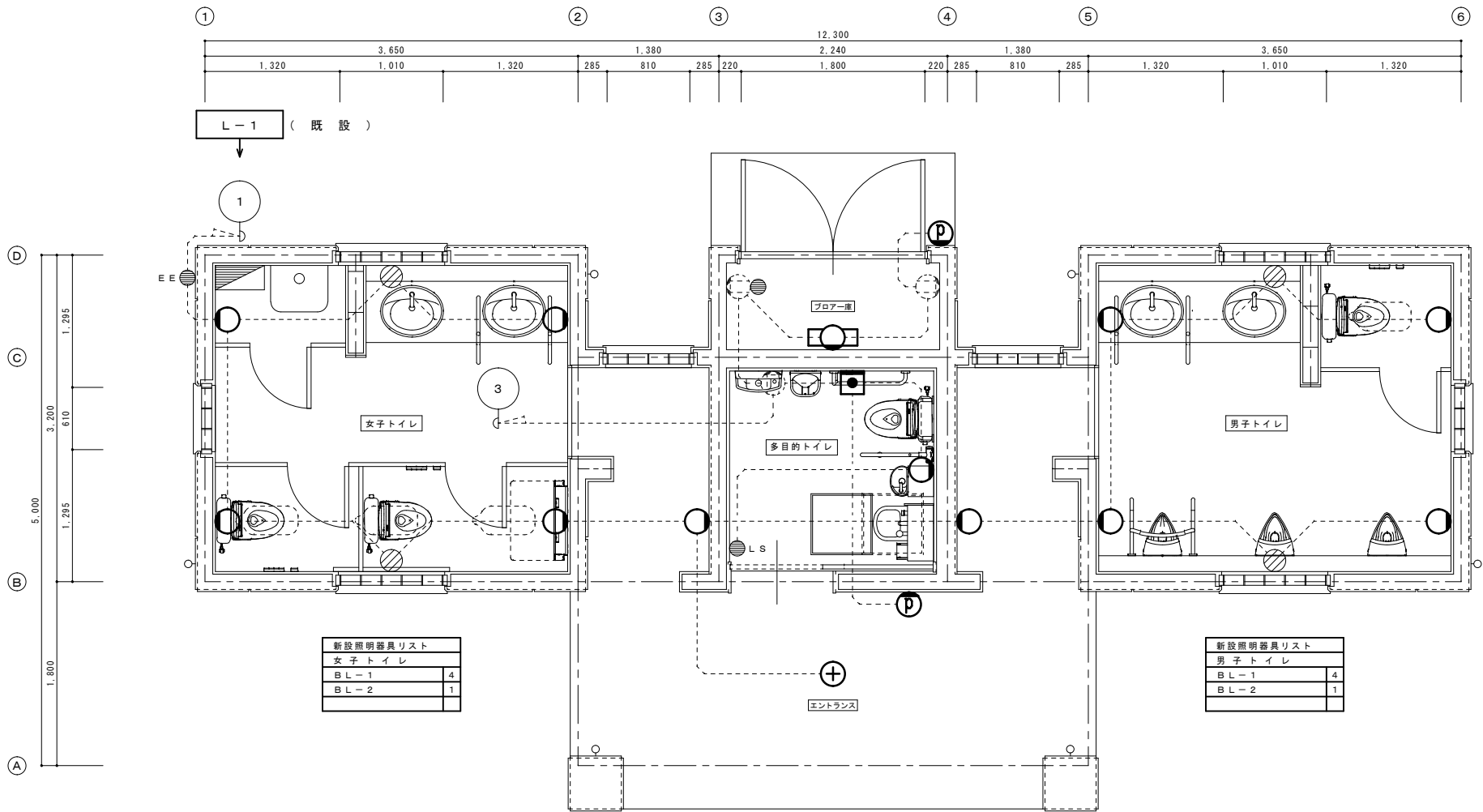
既設照明器具リスト	
フロアー庫	
蛍光灯 (直付型)	1
FL20W × 1	

既設照明器具リスト	
多目的トイレ	
ブラケット灯 (角型)	1
FDL13W × 1	

既設照明器具リスト	
エントランス	
ダウンシーリング	1
FDL13W × 1	

既設照明器具リスト	
屋外	
回転灯	2

凡例 (改修前)	
記号	名称
---	本工事でさわらない配管配線を示す。
⊗	本工事で撤去を行う照明器具を示す。
○	本工事でさわらないコンセントを示す。
●	本工事でさわらないスイッチを示す。
●EE	本工事でさわらない自動点滅スイッチを示す。
●LS	本工事でさわらない自動人感スイッチを示す。
⊗	本工事で撤去を行う回転灯を示す。
⊗	本工事で撤去を行う非常用押印を示す。
○	本工事でさわらないアウトレットボックスを示す。
△	本工事でさわらない分電盤を示す。



新設照明器具リスト	
女子トイレ	
BL-1	4
BL-2	1

新設照明器具リスト	
男子トイレ	
BL-1	4
BL-2	1

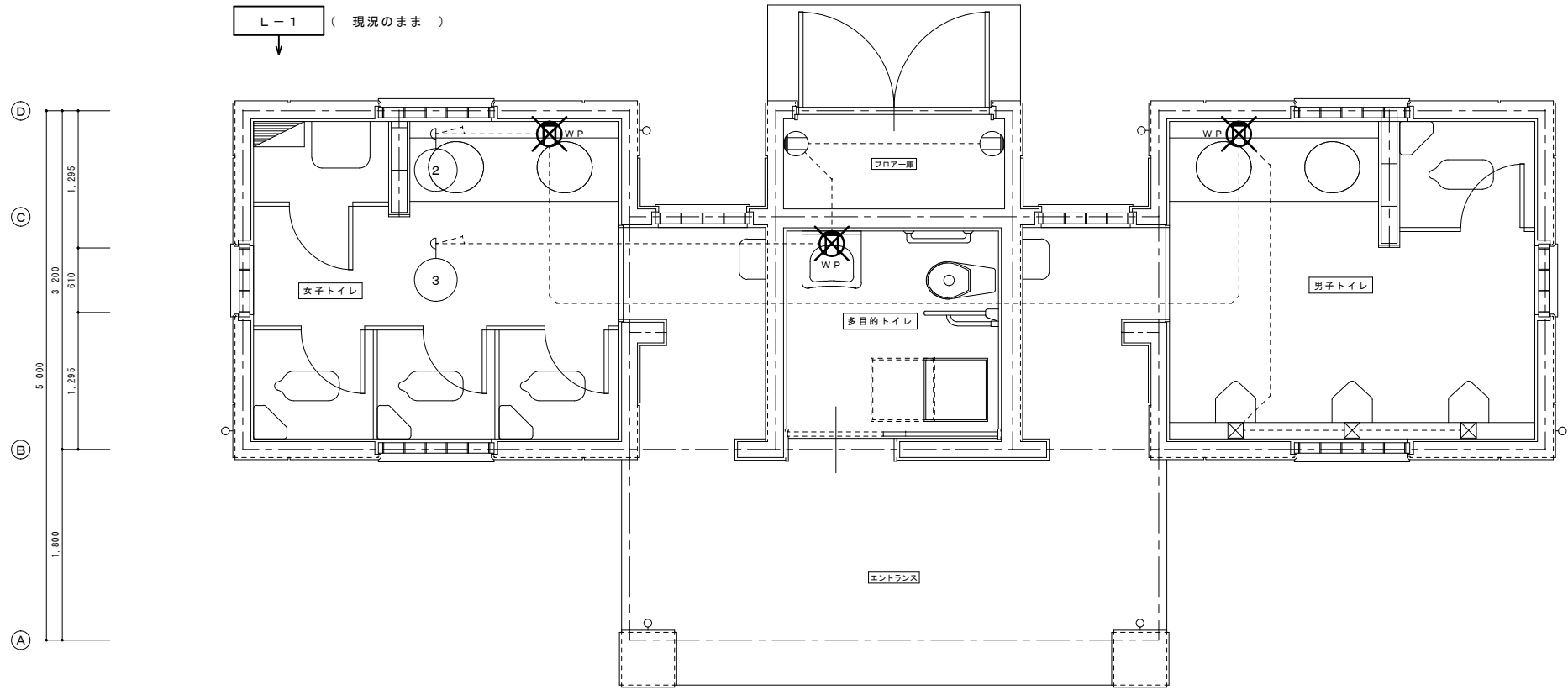
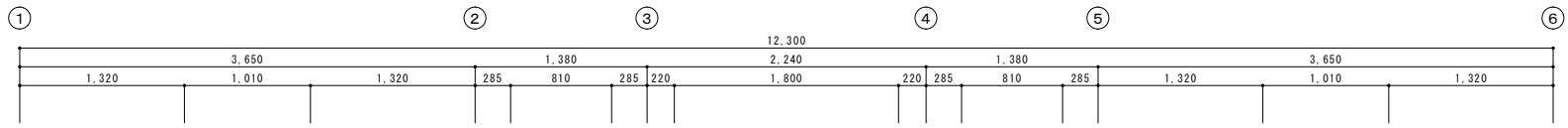
新設照明器具リスト	
フロアー庫	
BL-3	1

新設照明器具リスト	
多目的トイレ	
BL-1	1

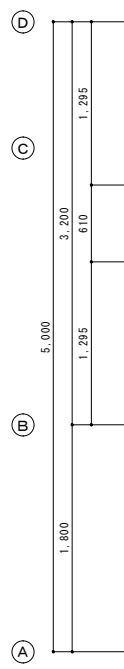
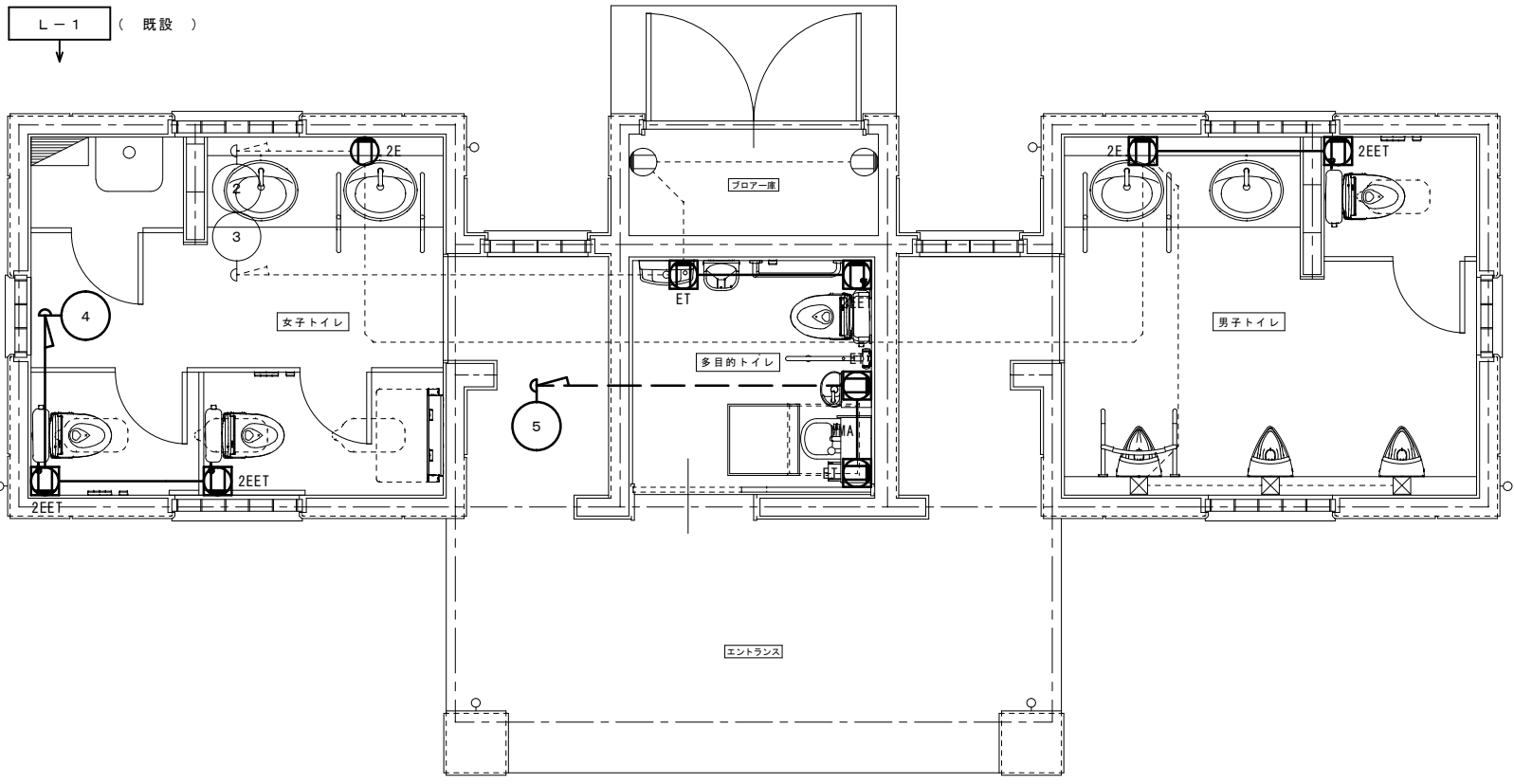
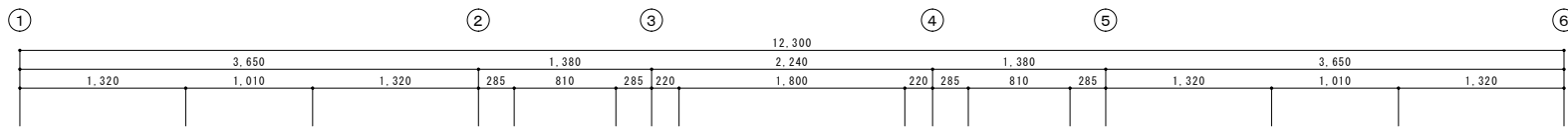
新設照明器具リスト	
エントランス	
DL-1	1

新設照明器具リスト	
屋外	
PL-1	2

凡例 (改修後)	
記号	名称
---	本工事でさわらない配管配線を示す。
○	本工事で新設を行う照明器具を示す。
●	本工事でさわらないコンセントを示す。
●	本工事でさわらないスイッチを示す。
●EE	本工事でさわらない自動点滅スイッチを示す。
●LS	本工事でさわらない自動人感スイッチを示す。
⊕	本工事で新設を行う回転灯を示す。
Ⓜ	本工事で新設を行う非常用押印を示す。
⊗	本工事でさわらないアウトレットボックスを示す。
⊘	本工事でさわらない分電盤を示す。



凡例 (改修前)	
記号	名称
---	本工事でさわらない配管配線を示す。
○	本工事でさわらないコンセントを示す。
WP	本工事で撤去を行う防水コンセントを示す。
⊠	本工事でさわらないアウトレットボックスを示す。
■	本工事でさわらない分電盤を示す。



新設特記 ※特記無き配線・配管は下記による。	
記号	配線・配管
	EM-1E2.0x3 (E19/露出配管)
	EM-1E2.0x3 (G16/ビット内配管)

※特記
 1. 配線立下立上・露出部は適合E管にて保護する。
 2. ビット内の配線は適合G管にて保護する。
 3. 既設L-1室の予備スペースに新設ELBの実装を行い、新設ELB回路は各回路No.5、No.6とする。

凡例 (改修後)	
記号	名称
	本工事で変わらない配管配線を示す。
	本工事で新設を行う配管配線を示す。
	本工事で変わらないコンセントを示す。
	本工事で新設を行う露出コンセントET付を示す。
	本工事で新設を行う露出ダブルコンセント接地を示す。
	本工事で新設を行う露出コンセント接地ET付を示す。
	本工事で新設を行う露出ダブルコンセント接地ET付を示す。
	本工事で変わらないアウトレットボックスを示す。
	本工事で変わらない分電盤を示す。

管工事仕様書

I. 工事種目

Table with 4 columns: 種目, 目, 工事概要. Includes items like 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 撤去工事.

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁管轄部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工...」

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。
2. 官公署その他への届出手続等は(標仕<1>1.3)により行う。
3. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。
4. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
5. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
6. 工事の施工に併せて既成部分を汚染又は損傷した場合、是成にならない修繕する。
7. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕<1>1.3.9)により行う。
8. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁管轄部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

Table with 6 columns: 設置場所, 機器種別, 重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器. Lists equipment like 機, 防振支持の機器, 水槽, etc.

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類)
(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同様に働くものとする。
(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わないものとする。

- 11. 各種荷重計算
対象機材 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器)
12. 強度計算
対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・
13. コンクリート工事
受水槽基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出
アルカリ骨材反応抑制剤実理認 救助材料の規格品証明書提出)
※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 1. 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
2. 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。
3. 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕<2>2.7.1、埋設指針<2>2.7.1)
4. 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシュランを盛り方ならぬし、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕<2>2.7.1、埋設指針<2>2.7.1)
5. 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床下土中埋設部は保温付被覆鋼管をそれぞれ使用する。
6. ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
7. スリーブ材料については、「標仕」<2>2.2.27、埋設指針<2>2.2.27)による。貫通部の処理については、「標仕」<2>2.8.1、標準図 施工」、埋設指針<2>2.8.1)による。なお、紙製板付を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
8. 浮床式ガス設備は、液化石油ガス設備土により気密試験を行い試験成績を提出する。
9. 弁駆動、公営水道に直接する配管に使用するものは、JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
10. 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗室内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
11. 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材及びより保温を行う。
12. 給水管配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及びび保溫を行わない。
13. ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外14. あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 給水ポンプ装置)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
15. 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち重積につき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ タクトスペース、パイプシャフト内)
屋内、屋外及びビッド内の支台金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー(種 JIS-K-5633)による化学処理を行った後割合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
16. 水圧試験、水密試験、気密試験等は、配管途中若しくは臨べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)
17. 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを用いて埋込む。(標仕<5>2.1.1)
18. 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のための取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(埋設指針<5>2.1.1)
19. 洗面器類の排水トラップと鋼管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
20. 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方を記入する。(標仕<1>1.4.4)
なお、屋外及び水気のある場所(井戸内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
21. 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.6)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
22. ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地取付に際しては「取付検査要領」を提出する。
23. ユニット形浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕<8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
24. 浄化槽の差(差を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋼鉄製とし、固定が確実で、十分な防食性能及び耐候性を有すること。
25. 試運転調整にあたっては、「埋設指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1. 2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

V. 使用材料(管材)

Table with 6 columns: 用 途, 名 称, 番 号, 備 考. Lists materials like 給 水, 排水・通気, 排 水(衛生器具接続部), 給 湯, 消 火, ガ ス, 油.

VI. 機材等

- 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

Table with 2 columns: 品 目, 機 材 名 ・ 注 記. Lists materials like ボイラー, 温水発生機, ポンプ類, タンク, 消火装置, 鉄製製ふた.



工藤 誠一郎 建築地域研究所
SEIICHIRO KUDO ARCHITECT & ASSOCIATES
〒770-0021 徳島市南佐田一番町4-1-4 TEL 086-626-6346 FAX 086-658-2206 工事課一課

設計 編 入
NON
設計年月日

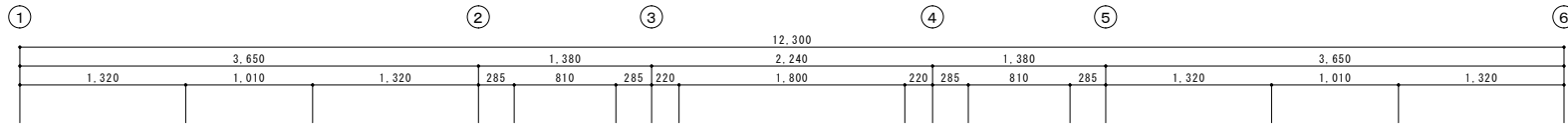
工事名称 R4阿土 福井ダム 阿南・福井 公園トイレ 改修工事

図面名称 管工事仕様書

図面作成 図面番号
一級建築士
登録1476084号
工事課一課 P-001

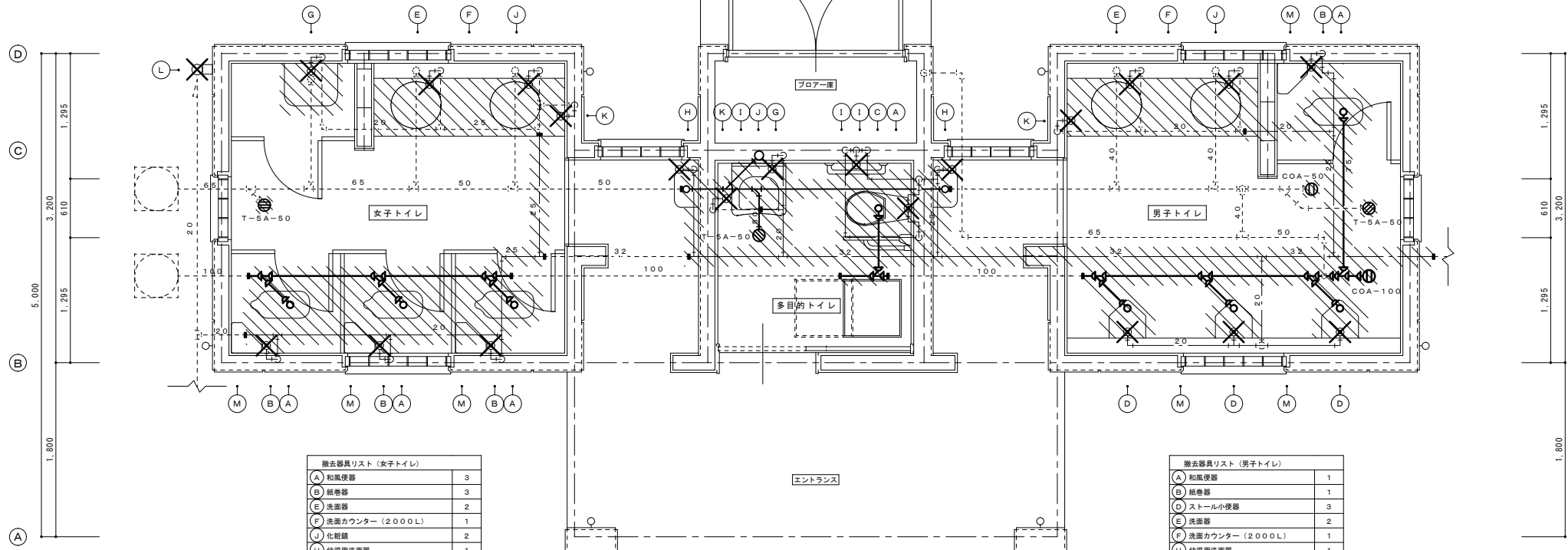
衛生器具表

器具名	記号又は品番			附 属 品	女子トイレ	男子トイレ	多目的 トイレ	煙 外	計
	国交省記号、標準図符号	T O T O 品 番	L I X I L 品 番						
洋 風 便 器		CFS498BMCKT	BC-P20HM	リモデル対応・掃除口付床置床排水大便器・防露便器・フラッシュタンク式・排水ソケット・防露タンクSP498BAY	2	1	1		4
温 水 洗 浄 便 座		TCF5554AUP	CW-PA11FL-NE	アプリコットPS2K・エコリモコンセット・参考消費電力1φ100V409W・便ふたなし・凝音装置・貯湯式	2	1			3
"		TCF5840AUPS	CW-PA11FLQE-NE	アプリコットPAP2K・参考消費電力1φ100V1260W・金属製プレート仕様・便ふたなし・凝音装置・瞬間式・エコリモコン			1		1
手 す り		T112CL10	KF-920AE70D12T	L型・樹脂被覆タイプ・φ34・700×700×120			1		1
跳 ね 上 げ 手 す り		T112HK7R	KF-471EH70J	ロック付・樹脂被覆・700L・φ34			1		1
背 も た れ		EWC293	KFC-277T1	フレーム鏡面仕上げ・ハードタイプ			1		1
自 動 洗 浄 小 便 器		UFS900WR	U-A12AP	自己発電タイプ・低リップ・節水タイプ・塩ビ排水管・樹脂プラグ・その他付属品一式		3			3
小 便 器 用 手 す り		T112CU22	KF-H701AEJ	樹脂被覆タイプ・φ34		1			1
紙 巻 器		YH121MK		スベア付縦型タイプ・ステンレスタイプ・鍵付	2	1			3
2 連 紙 巻 器		YH150RS	KF-672TL	スベア付横型タイプ・ステンレス製・鍵付パーツ付			1		1
フ ッ ク		YKH21WR	KF-28	ロープフック・亜鉛合金製（めっき仕上げ）	4	1	2		7
洗 面 器		L525RCU	L-2594-MB	フレーム式洗面器・590×480・壁排水金具・フレーム・その他付属品一式共	2	2			4
自 動 水 栓		TLE27702J	AM-140C	台付自動水栓・サーモ式1φ100V	2	2			4
洗 面 カ ウ ン タ ー		ML60(2000L)	MB-601N(2000L)	マーブライト・人工大理石カウンター	1	1			2
手 す り		T112CP5S	BB-HC(52)J	洗面用・人工大理石カウンター用手すり・樹脂被覆タイプφ34	1	1			2
壁 掛 手 洗 器		LSE870BSFRMR	L-A74UW2B	手洗器・自動水栓セット金具一式・トラップカバー付・450×205・床排水・床排水ストラップ			1		1
幼 児 用 壁 掛 手 洗 器		LSE90ABSZ		手洗器・自動水栓・タオルバー・300×175・その他付属品一式			1		1
化 粧 鏡		YM4560FE	KF-4560AE	盗難防止形耐食鏡・450×600	2	2	1		5
コンパクトオストメイト		UAS81RDB2NW	YPTOM-A210TRS	水道水仕様・Lタイプ（汚物流し左寄せ）・電気温水器・水石入れ・その他付属品一式共			1		1
ベ ビ ー シ ー ト		YKA25S	AC-OK-21F	樹脂製・780×135×1145・壁固定用ねじ・床固定用取付金具	1				1
ベ ビ ー チ ェ ア ー		YKA15S	AC-BK-F62	樹脂製・300×250×950・壁固定用ねじ・床固定用取付金具			1		1
掃 除 用 流 し		SK22A	S-202A	TK22・T23AEG20C・TN114・T9R・樹脂プラグ・床排水金具ストラップ	1				1
カ ッ プ リ ン グ 付 横 水 栓		T28AKUH13	LF-15G-13-CV	ホース接続差込み式・キー式	1	1	1		3
水 栓 柱		13φ×900L		ステンレス製・900H・φ13				1	1
床 上 掃 除 口	COA-50					1			1
"	COA-100					1			1
床 排 水 ト ラ ッ プ	T-5A-50				1	1	1		3
				(注 記)					
				1. 陶器カラーは、カラー見本提出の上、監督員の指示によること。					



(A) 洋風便器	1
(C) 紙巻器	1
(G) 洗面器	1
(J) 化粧鏡	1
(I) 手すり	3
(K) 給水栓	1
床排水トラップ	1

(L) 水柱柱 (900H)	1
----------------	---



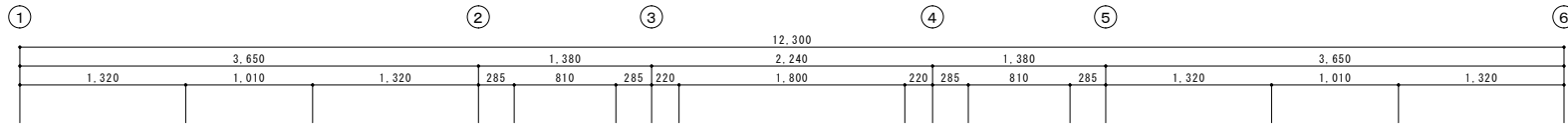
(A) 和風便器	3
(B) 紙巻器	3
(E) 洗面器	2
(F) 洗面カウンター (2000L)	1
(J) 化粧鏡	2
(H) 幼児用洗面器	1
(G) 掃除流し	1
(M) 成袋入れ	3
(K) 給水栓	1
床排水トラップ	1

(A) 和風便器	1
(B) 紙巻器	1
(D) ストール小便器	3
(E) 洗面器	2
(F) 洗面カウンター (2000L)	1
(H) 幼児用洗面器	1
(J) 化粧鏡	2
(M) 成袋入れ	3
(K) 給水栓	1
床排水トラップ	1
床上掃除口	2

記号	名称	配管材料
////	給水管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 H I P
////	汚水排水管	硬質塩化ビニル管 V P
////	雑排水管	硬質塩化ビニル管 V P
////	透気管	硬質塩化ビニル管 V P

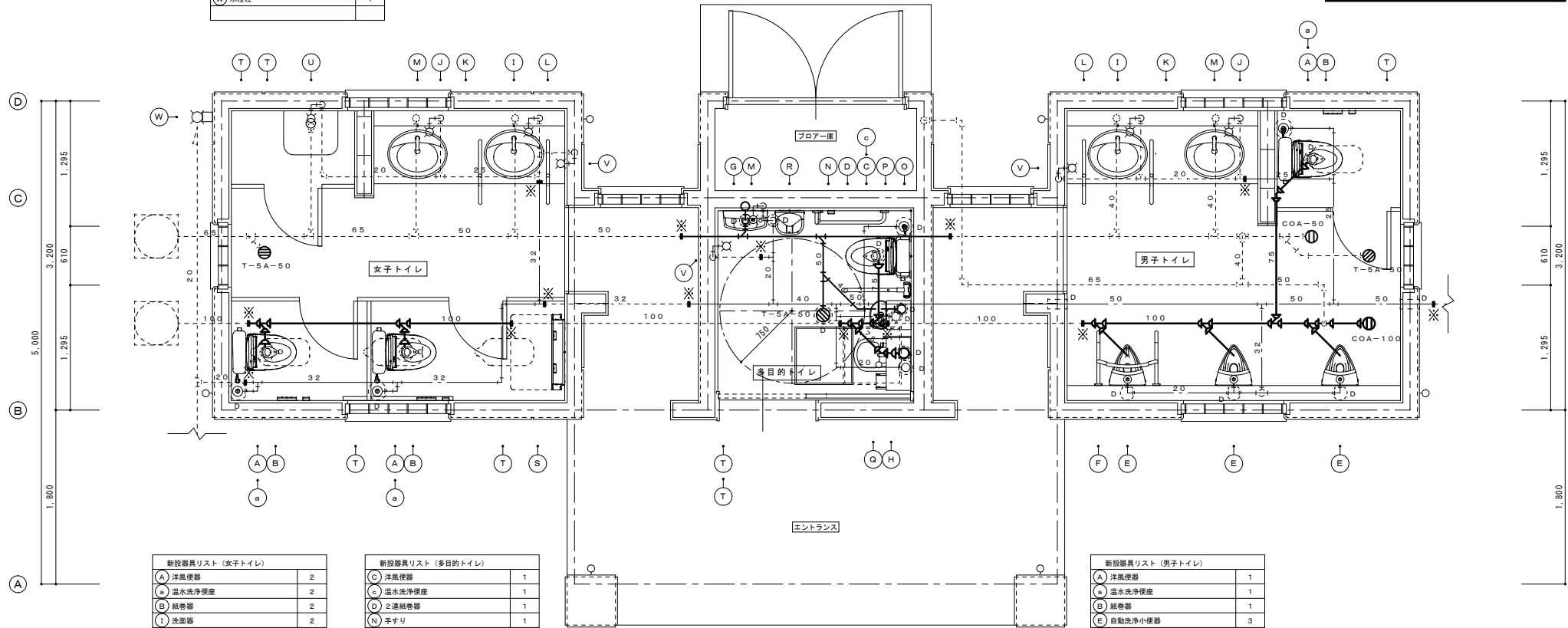
記号	名称
——	本工事で撤去する配管を示す。
----	本工事ではさわらない配管を示す。
---	既設配管切戻りの位置を示す。
X	本工事で撤去する器具を示す。

工事概要
 ・男女トイレの幼児用洗手器排水、給水撤去に伴う穴埋め修復は、本工事に含む。
 ・C B壁の配管は残置とし配管末端部は、化粧プラグ止めとする。



凡例 (改修後)	
記号	名称
---	本工事で新設する給水配管を示す。
---	本工事で新設する汚水配管を示す。
---	本工事で新設する雑排水配管を示す。
---	本工事で新設する通気配管を示す。
---	本工事ではさわらない配管を示す。
---	既設配管と接続の位置を示す。
○ D	床スラダイヤモンドカッター切りを示す。

新設器具リスト (番外)	
(W) 水栓柱	1



新設器具リスト (女子トイレ)	
(A) 洋風便器	2
(a) 温水洗浄便座	2
(B) 紙巻器	2
(I) 洗面器	2
(J) 自動水栓	2
(K) 洗面カウンター (2000L)	1
(L) 手すり	1
(M) 化粧鏡	2
(S) ペビーシート	1
(T) フック	4
(U) 掃除用流し	1
(V) カップリング付横水栓	1
床排水トラップ	1

新設器具リスト (多目的トイレ)	
(C) 洋風便器	1
(c) 温水洗浄便座	1
(D) 2連紙巻器	1
(N) 手すり	1
(O) 跳ね上げ手すり	1
(P) 育もたれ	1
(G) 壁掛手洗器	1
(H) 幼児用壁掛手洗器	1
(M) 化粧鏡	1
(Q) オストメイト	1
(R) ペビーチェア	1
(T) フック	2
(V) カップリング付横水栓	1
床排水トラップ	1

新設器具リスト (男子トイレ)	
(A) 洋風便器	1
(a) 温水洗浄便座	1
(B) 紙巻器	1
(E) 自動洗浄小便器	3
(F) 小便器手すり	1
(I) 洗面器	2
(J) 自動水栓	2
(K) 洗面カウンター (2000L)	1
(L) 手すり	1
(M) 化粧鏡	2
(T) フック	1
(V) カップリング付横水栓	1
床排水トラップ	1

新規コア抜き数表		
口径	給水	排水
20φ × 150mm	10	
40φ × 150mm		2
75φ × 150mm		5
100φ × 150mm		1
50φ × 200mm		2